

道路構造の手引き改定対照表

第9編 環境
9-1

新	旧	改訂理由
<p style="text-align: center;">第9編 環境</p> <p>1. まえがき</p> <p>道路建設が地域に与える社会的、経済的な効果は、非常に大きいものであるが、同時に、沿道の生活環境や自然環境に及ぼす影響についても見過せないものとなっている。</p> <p>愛知県においても、道路の計画にあたっては、従来すでにこれらに対する配慮は行ってきたものであるが、改めてこれらのことを認識し、今後の計画においても、生活環境や自然環境に適切な配慮を払わなければならない。</p> <p>本編は、愛知県が実施する道路の新設・改築事業において、「生活環境」「自然環境」に配慮を行う上で、関連する主な法令や基準を取りまとめたものである。また、参考資料として比較的取組みの多い環境保全対策事例等を掲載した。</p> <p>道路を計画・設計する担当者は、沿道の地域特性や道路交通特性等を十分に認識し、本編にまとめた法令や基準等を理解したうえで計画・設計を行い、また、必要に応じて環境保全対策事例を参考に環境保全対策を検討していくこととする。</p> <p>なお、環境保全対策の実施にあたっては、事業課と相談するものとする。</p> <p>景観については、「第1編8 道路デザイン」を参照すること。</p>	<p style="text-align: center;">第9編 環境</p> <p>1. まえがき</p> <p>道路建設が地域に与える社会的、経済的な効果は、非常に大きいものであるが、同時に、沿道の生活環境や自然環境に及ぼす影響についても見過せないものとなっている。</p> <p>愛知県においても、道路の計画にあたっては、従来すでにこれらに対する配慮は行ってきたものであるが、改めてこれらのことを認識し、今後の計画においても、生活環境や自然環境に適切な配慮を払わなければならない。</p> <p>本編は、愛知県が実施する道路の新設・改築事業において、「生活環境」「自然環境」に配慮を行う上で、関連する主な法令や基準を取りまとめたものである。また、参考資料として比較的取組みの多い環境保全対策事例等を掲載した。</p> <p>道路を計画・設計する担当者は、沿道の地域特性や道路交通特性等を十分に認識し、本編にまとめた法令や基準等を理解したうえで計画・設計を行い、また、必要に応じて環境保全対策事例を参考に環境保全対策を検討していくこととする。</p> <p>なお、環境保全対策の実施にあたっては、事業課と相談するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">「景観」についての記載を追加</p>

第9編 環境
9-4~6

新	旧	改訂理由
<p>2.1.3 環境影響評価の手続きの流れ</p> <p>環境影響評価は、一定規模の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ実施するものである。なお、対象事業を都市計画決定する場合、都市計画決定権者が事業者に代わり手続きを行うこととされている。</p> <p>以下に、環境影響評価手続き（法及び条例）と都市計画手続きの流れを示す。</p> <div data-bbox="184 611 1154 1835" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">都市計画決定手続と環境影響評価手続の流れ(都市計画素案の作成まで) <県決定></p> <p>※アセス法第46条に基づき協力等依頼。以降の図書等の作成は事業者の実施 ※市町村が素案作成をする場合</p> </div>	<p>2.1.3 環境影響評価の手続きの流れ</p> <p>環境影響評価は、一定規模の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ実施するものである。なお、対象事業を都市計画決定する場合には、都市計画決定権者が事業者に代わり手続きを行うこととされている。</p> <p>以下に、環境影響評価手続き（法及び条例）と都市計画手続きの流れを示す。</p> <div data-bbox="1279 596 2110 1606"> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第1巻, p. 25, 平成19年, (財)道路環境研究所 環境影響評価(環境アセスメント) (http://www.pref.aichi.jp/0000011113.html) 愛知県ホームページ</p> </div>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」の改訂に伴い、手続きに関するフローが削除されたため、環境影響評価手続きと都市計画手続きの流れを示すフロー図に変更</p>

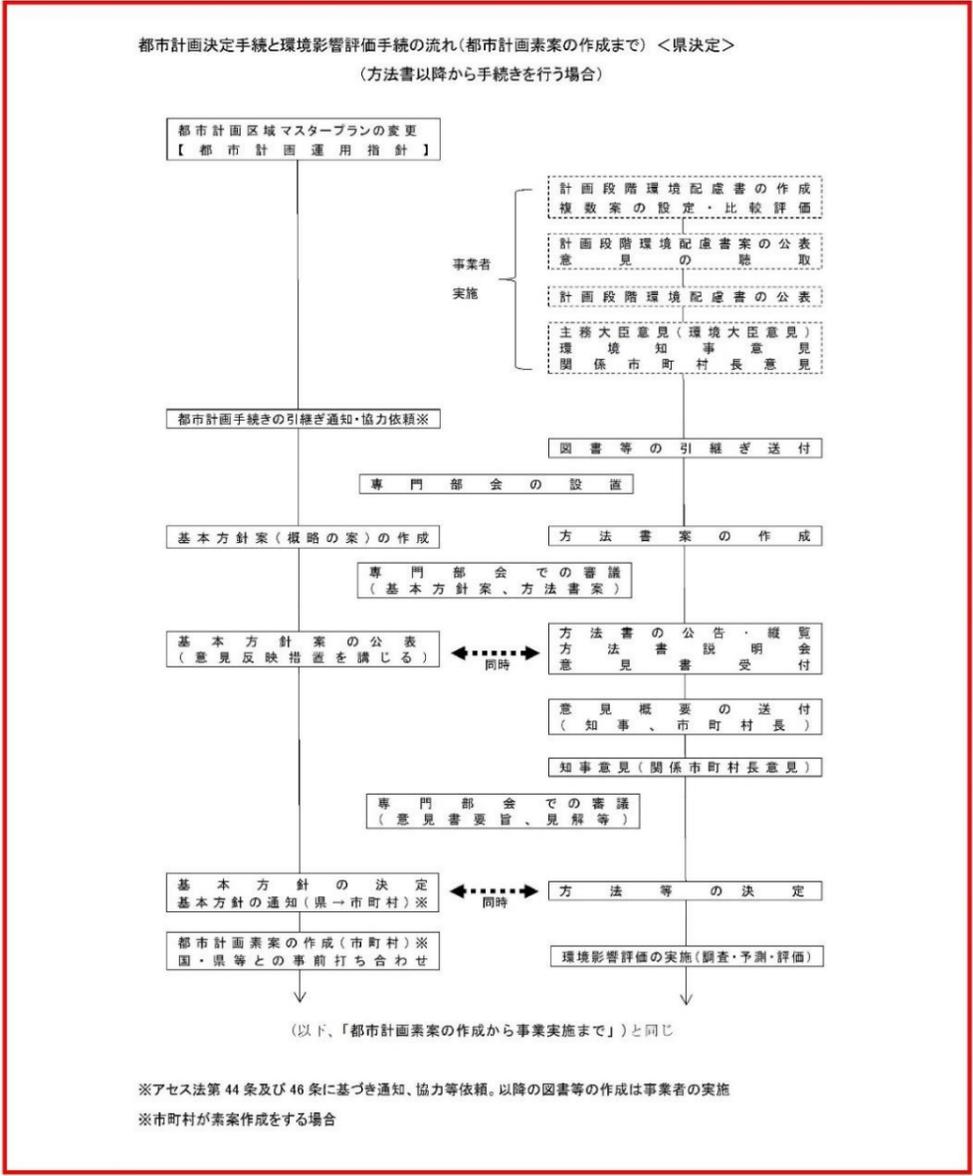
図 2.1 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

道路構造の手引き改定対照表

第9編 環境
9-4~6

新	旧	改訂理由
<p style="text-align: center;">(都市計画素案の作成から事業実施まで) <県決定></p> <p>※市町村が素案作成をする場合 ※図中網掛けは、事業者が実施</p>		<p>「道路環境影響評価の技術手法」の改訂に伴い、手続きに関するフローが削除されたため、環境影響評価手続きと都市計画手続きの流れを示すフロー図に変更</p>

第9編 環境
9-4~6

新	旧	改訂理由
<p style="text-align: center;">都市計画決定手続と環境影響評価手続の流れ(都市計画素案の作成まで) <県決定> (方法書以降から手続を行う場合)</p>  <p style="text-align: center;">(以下、「都市計画素案の作成から事業実施まで」と同じ)</p> <p>※アセス法第44条及び46条に基づき通知、協力等依頼。以降の図書等の作成は事業者の実施 ※市町村が素案作成をする場合</p> <p style="text-align: center;">【適用】 都市計画, p. 454~456, 令和元年8月(令和5年11月一部改訂), 愛知県</p> <p style="text-align: center;">図 2.1 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ</p>		<p>「道路環境影響評価の技術手法」の改訂に伴い、手続きに関するフローが削除されたため、環境影響評価手続きと都市計画手続きの流れを示すフロー図に変更</p>

道路構造の手引き改定対照表

第9編 環境
9-9

新	旧	改訂理由																																																																																																																		
<p>2.2 環境に係る基準等</p> <p>2.2.1 騒音に係る基準等</p> <p>(1) 騒音に係る環境基準</p> <p>環境基本法（平成5年11月19日法律第91号，最終改正：令和3年5月19日法律第36号）第十六条第一項に基づくもので，騒音に係る環境上の条件について，人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。</p> <p style="text-align: center;">表 2.4 騒音に係る環境基準</p> <p style="text-align: center;">（平成10年9月30日環境庁告示第64号，最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）</p> <p style="text-align: right;">(L_{Aeq}：等価騒音レベル)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域の類型^{*1}</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">AA</td> <td rowspan="2">特に静穏を要する地域(愛知県内に該当する地域はない)</td> <td>昼間</td> <td>50dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>40dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域， 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域， 田園住居地域</td> <td>昼間</td> <td>55dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td> <td>昼間</td> <td>55dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">近隣商業地域，商業地域 準工業地域，工業地域</td> <td>昼間</td> <td>60dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>50dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし，次表に掲げる地域に該当する地域については，上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(道路に面する地域) (L_{Aeq}：等価騒音レベル)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域の区分^{*1}</th> <th colspan="2">基準値</th> <th rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域</td> <td rowspan="2">左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>昼間</td> <td>60dB以下</td> <td rowspan="2">昼間 70dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>55dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td> <td rowspan="2">左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>昼間</td> <td>65dB以下</td> <td rowspan="2">夜間 65dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域</td> <td rowspan="2">左記のうち，車線を有する道路に面する地域</td> <td>昼間</td> <td>65dB以下</td> <td rowspan="2">(全地域共通) ※備考参照</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下，夜間にあっては40dB以下）によることができる。</p> <p>注) 1 「幹線交通を担う道路」とは，次に掲げる道路をいう。 (1) 高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは，次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m 3 時間の区分は，昼間を午前6時から午後10時までの間とし，夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。</p> <p>*1 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定は，「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号，最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第208号）において定められている。</p>	地域の類型 ^{*1}		基準値		AA	特に静穏を要する地域(愛知県内に該当する地域はない)	昼間	50dB以下	夜間	40dB以下	A	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域， 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域， 田園住居地域	昼間	55dB以下	夜間	45dB以下	B	第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	55dB以下	夜間	45dB以下	C	近隣商業地域，商業地域 準工業地域，工業地域	昼間	60dB以下	夜間	50dB以下	地域の区分 ^{*1}		基準値		幹線交通を担う道路に近接する空間	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下	夜間	55dB以下	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下	夜間	60dB以下	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち，車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照	夜間	60dB以下	<p>2.2 環境に係る基準等</p> <p>2.2.1 騒音に係る基準等</p> <p>(1) 騒音に係る環境基準</p> <p>環境基本法（平成5年11月19日法律第91号，最終改正：平成20年6月18日法律第83号）第十六条第一項に基づくもので，騒音に係る環境上の条件について，人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。</p> <p style="text-align: center;">表 2.4 騒音に係る環境基準</p> <p style="text-align: center;">（平成10年9月30日環境庁告示第64号，最終改正：平成17年5月26日環境省告示第45号）</p> <p style="text-align: right;">(L_{Aeq}：等価騒音レベル)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域の類型^{*1}</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">AA</td> <td rowspan="2">特に静穏を要する地域(愛知県内に該当する地域はない)</td> <td>昼間</td> <td>50dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>40dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域， 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，</td> <td>昼間</td> <td>55dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td> <td>昼間</td> <td>55dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">近隣商業地域，商業地域 準工業地域，工業地域</td> <td>昼間</td> <td>60dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>50dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし，次表に掲げる地域に該当する地域については，上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(道路に面する地域) (L_{Aeq}：等価騒音レベル)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域の区分^{*1}</th> <th colspan="2">基準値</th> <th rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域</td> <td rowspan="2">左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>昼間</td> <td>60dB以下</td> <td rowspan="2">昼間 70dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>55dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td> <td rowspan="2">左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>昼間</td> <td>65dB以下</td> <td rowspan="2">夜間 65dB以下</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60dB以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域</td> <td rowspan="2">左記のうち，車線を有する道路に面する地域</td> <td>昼間</td> <td>65dB以下</td> <td rowspan="2">(全地域共通) ※備考参照</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下，夜間にあっては40dB以下）によることができる。</p> <p>注) 1 「幹線交通を担う道路」とは，次に掲げる道路をいう。 (1) 高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは，次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m 3 時間の区分は，昼間を午前6時から午後10時までの間とし，夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。</p> <p>*1 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定は，「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号，最終改正：平成12年3月24日愛知県告示第240号）において定められている。</p>	地域の類型 ^{*1}		基準値		AA	特に静穏を要する地域(愛知県内に該当する地域はない)	昼間	50dB以下	夜間	40dB以下	A	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域， 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，	昼間	55dB以下	夜間	45dB以下	B	第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	55dB以下	夜間	45dB以下	C	近隣商業地域，商業地域 準工業地域，工業地域	昼間	60dB以下	夜間	50dB以下	地域の区分 ^{*1}		基準値		幹線交通を担う道路に近接する空間	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下	夜間	55dB以下	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下	夜間	60dB以下	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち，車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照	夜間	60dB以下	<p>引用文献の改訂に伴い変更</p>
地域の類型 ^{*1}		基準値																																																																																																																		
AA	特に静穏を要する地域(愛知県内に該当する地域はない)	昼間	50dB以下																																																																																																																	
		夜間	40dB以下																																																																																																																	
A	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域， 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域， 田園住居地域	昼間	55dB以下																																																																																																																	
		夜間	45dB以下																																																																																																																	
B	第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	55dB以下																																																																																																																	
		夜間	45dB以下																																																																																																																	
C	近隣商業地域，商業地域 準工業地域，工業地域	昼間	60dB以下																																																																																																																	
		夜間	50dB以下																																																																																																																	
地域の区分 ^{*1}		基準値		幹線交通を担う道路に近接する空間																																																																																																																
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間		60dB以下	昼間 70dB以下																																																																																																														
			夜間	55dB以下																																																																																																																
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下																																																																																																															
			夜間	60dB以下																																																																																																																
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち，車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照																																																																																																															
			夜間	60dB以下																																																																																																																
地域の類型 ^{*1}		基準値																																																																																																																		
AA	特に静穏を要する地域(愛知県内に該当する地域はない)	昼間	50dB以下																																																																																																																	
		夜間	40dB以下																																																																																																																	
A	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域， 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，	昼間	55dB以下																																																																																																																	
		夜間	45dB以下																																																																																																																	
B	第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	55dB以下																																																																																																																	
		夜間	45dB以下																																																																																																																	
C	近隣商業地域，商業地域 準工業地域，工業地域	昼間	60dB以下																																																																																																																	
		夜間	50dB以下																																																																																																																	
地域の区分 ^{*1}		基準値		幹線交通を担う道路に近接する空間																																																																																																																
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間		60dB以下	昼間 70dB以下																																																																																																														
			夜間	55dB以下																																																																																																																
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち，2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下																																																																																																															
			夜間	60dB以下																																																																																																																
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち，車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照																																																																																																															
			夜間	60dB以下																																																																																																																

第9編 環境
9-10

新	旧	改訂理由																																																										
<p>(2) 自動車騒音の要請限度</p> <p>騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号，最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第十七条第一項に基づくもので，自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき，市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準である。</p> <p style="text-align: center;">表 2.5 自動車騒音の限度</p> <p style="text-align: center;">(騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成12年3月2日総理府令第15号，最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号))</p> <p style="text-align: right;">(L_{Aeq}：等価騒音レベル)</p> <table border="1" data-bbox="231 814 1071 1230"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域の区分^{*1}</th> <th>1車線</th> <th>2車線以上</th> <th rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a</td> <td>第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域</td> <td>昼間 65 dB</td> <td>70 dB</td> <td rowspan="2">昼間 75 dB</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域</td> <td>夜間 55 dB</td> <td>65 dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域</td> <td>昼間 65 dB</td> <td>75 dB</td> <td rowspan="2">夜間 70 dB</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td> <td>夜間 55 dB</td> <td>70 dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">c</td> <td>近隣商業地域 商業地域 準工業地域</td> <td colspan="2">昼間 75 dB</td> <td rowspan="2">(全区域共通)</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td colspan="2">夜間 70 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 「幹線交通を担う道路」とは，次に掲げる道路をいう。 (1) 高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路 2 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは，次の車線数の区分に応じた道路の敷地の境界線からの距離により特定された範囲をいう。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m 3 時間の区分は，昼間を午前6時から午後10時までの間とし，夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 *1 騒音に係る要請限度の地域指定は，「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」(平成12年3月28日愛知県告示第312号，最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第209号)において定められている。</p>	区域の区分 ^{*1}		1車線	2車線以上	幹線交通を担う道路に近接する区域	a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間 65 dB	70 dB	昼間 75 dB	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	夜間 55 dB	65 dB	b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間 65 dB	75 dB	夜間 70 dB	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間 55 dB	70 dB	c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間 75 dB		(全区域共通)	工業地域	夜間 70 dB		<p>(2) 自動車騒音の要請限度</p> <p>騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号，最終改正：平成17年4月27日法律第33号）第十七条第一項に基づくもので，自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき，市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準である。</p> <p style="text-align: center;">表 2.5 自動車騒音の限度</p> <p style="text-align: center;">(騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成12年3月2日総理府令第15号，最終改正：平成12年12月15日総理府令第150号))</p> <p style="text-align: right;">(L_{Aeq}：等価騒音レベル)</p> <table border="1" data-bbox="1294 789 2128 1178"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域の区分^{*1}</th> <th>1車線</th> <th>2車線以上</th> <th rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a</td> <td>第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域</td> <td>昼間 65 dB</td> <td>70 dB</td> <td rowspan="2">昼間 75 dB</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域</td> <td>夜間 55 dB</td> <td>65 dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域</td> <td>昼間 65 dB</td> <td>75 dB</td> <td rowspan="2">夜間 70 dB</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td> <td>夜間 55 dB</td> <td>70 dB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">c</td> <td>近隣商業地域 商業地域 準工業地域</td> <td colspan="2">昼間 75 dB</td> <td rowspan="2">(全区域共通)</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td colspan="2">夜間 70 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 「幹線交通を担う道路」とは，次に掲げる道路をいう。 (1) 高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路 2 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは，次の車線数の区分に応じた道路の敷地の境界線からの距離により特定された範囲をいう。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m 3 時間の区分は，昼間を午前6時から午後10時までの間とし，夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 *1 騒音に係る要請限度の地域指定は，「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」(平成12年3月28日愛知県告示第312号，最終改正：平成13年1月5日愛知県告示第2号)及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分」(平成12年3月27日名古屋告示第191号)において定められている。</p>	区域の区分 ^{*1}		1車線	2車線以上	幹線交通を担う道路に近接する区域	a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間 65 dB	70 dB	昼間 75 dB	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間 55 dB	65 dB	b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間 65 dB	75 dB	夜間 70 dB	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間 55 dB	70 dB	c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間 75 dB		(全区域共通)	工業地域	夜間 70 dB		<p style="text-align: center;">引用文献の改訂に伴い変更</p>
区域の区分 ^{*1}		1車線	2車線以上	幹線交通を担う道路に近接する区域																																																								
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間 65 dB	70 dB		昼間 75 dB																																																							
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	夜間 55 dB	65 dB																																																									
b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間 65 dB	75 dB	夜間 70 dB																																																								
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間 55 dB	70 dB																																																									
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間 75 dB		(全区域共通)																																																								
	工業地域	夜間 70 dB																																																										
区域の区分 ^{*1}		1車線	2車線以上	幹線交通を担う道路に近接する区域																																																								
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間 65 dB	70 dB		昼間 75 dB																																																							
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間 55 dB	65 dB																																																									
b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間 65 dB	75 dB	夜間 70 dB																																																								
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間 55 dB	70 dB																																																									
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間 75 dB		(全区域共通)																																																								
	工業地域	夜間 70 dB																																																										

第9編 環境
9-11

新	旧	改訂理由																						
<p>2.2.2 振動に係る基準等</p> <p>(1) 振動に係る環境基準 道路交通振動に係る環境基準は定められていない。</p> <p>(2) 道路交通振動の要請限度 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号，最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第十六条第一項に基づくもので，道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき，市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準である。</p> <p style="text-align: center;">表 2.6 自動車振動に係る要請限度 (振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号，最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号)別表第二) (L₁₀：振動レベルの80%レンジの上端値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域の区分^{*1}</th> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域</td> <td>65dB以下</td> <td>60dB以下</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>70dB以下</td> <td>65dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 第1種区域及び第2種区域とは，それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。 ・第1種区域：良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域 ・第2種区域：住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住居の生活環境を保全するため，振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため，著しい振動の発生を防止する必要がある区域 2 時間の区分については，昼間は午前7時から午後8時，夜間は午後8時から翌日の午前7時^{*1}</p> <p>*1 振動に係る要請限度の地域指定及び時間の区分は，「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号，最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第207号)において定められている。</p>	区域の区分 ^{*1}		昼 間	夜 間	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	65dB以下	60dB以下	第2種区域	70dB以下	65dB以下	<p>2.2.2 振動に係る基準等</p> <p>(1) 振動に係る環境基準 道路交通振動に係る環境基準は定められていない。</p> <p>(2) 道路交通振動の要請限度 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号，最終改正：平成16年6月9日法律第94号）第十六条第一項に基づくもので，自動車振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき，市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準である。</p> <p style="text-align: center;">表 2.6 自動車振動に係る要請限度 (振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号，最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号)別表第二) (L₁₀：振動レベルの80%レンジの上端値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域の区分^{*1}</th> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域</td> <td>65dB以下</td> <td>60dB以下</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>70dB以下</td> <td>65dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 第1種区域及び第2種区域とは，それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。 ・第1種区域：良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域 ・第2種区域：住居の用に併せて商業，工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住居の生活環境を保全するため，振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため，著しい振動の発生を防止する必要がある区域 2 時間の区分については，昼間は午前7時から午後8時，夜間は午後8時から翌日の午前7時^{*1}</p> <p>*1 振動に係る要請限度の地域指定及び時間の区分は，「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号，最終改正：平成7年11月29日愛知県告示第900号)及び「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2の規定に基づく区域の区分及び時間の指定」(昭和61年3月24日名古屋告示第113号，最終改正：平成8年5月22日名古屋告示第195号)において定められている。</p>	区域の区分 ^{*1}		昼 間	夜 間	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65dB以下	60dB以下	第2種区域	70dB以下	65dB以下	<p>引用文献の改訂に伴い変更</p>
区域の区分 ^{*1}		昼 間	夜 間																					
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	65dB以下	60dB以下																					
	第2種区域	70dB以下	65dB以下																					
区域の区分 ^{*1}		昼 間	夜 間																					
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65dB以下	60dB以下																					
	第2種区域	70dB以下	65dB以下																					

新	旧	改訂理由																																																																																																																																																																
<p>2.2.4 自然環境に係る基準等</p> <p>(1) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園等</p> <p>自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号，最終改正：令和4年6月17日法律第68号）及び愛知県立自然公園条例（昭和43年3月29日愛知県条例第7号，最終改正：令和4年7月5日愛知県条例第41号）に基づき，以下のような国定公園及び県立自然公園が指定されている。なお，同法に基づく国立公園の指定はない。</p> <p style="text-align: center;">表 2.9 自然公園の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="243 751 1136 1570"> <thead> <tr> <th>公園名 (指定年月日)</th> <th>区域面積 (ha)</th> <th>特別保護地区 (ha)</th> <th>第1種～第3種特別地域 (ha)</th> <th>普通地域 (ha)</th> <th>所在市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">国定公園</td> <td>三河湾 (1958.4.10)</td> <td>20 (0.2%)</td> <td>8,549 (90.4%)</td> <td>888 (9.4%)</td> <td>豊橋市、岡崎市、豊川市、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、幸田町の各一部</td> </tr> <tr> <td>飛騨木曾川 (1964.3.3)</td> <td>64 (1.7%)</td> <td>2,962 (80.9%)</td> <td>635 (17.4%)</td> <td>犬山市の一部</td> </tr> <tr> <td>天竜奥三河 (1969.1.10)</td> <td>121 (0.8%)</td> <td>14,689 (98.2%)</td> <td>149 (1.0%)</td> <td>豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の各一部</td> </tr> <tr> <td>愛知高原 (1970.12.28)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>20,153 (92.7%)</td> <td>1,587 (7.3%)</td> <td>瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市、設楽町の各一部</td> </tr> <tr> <td>計 (%)</td> <td>49,817 (0.4%)</td> <td>205 (93.0%)</td> <td>46,353 (93.1%)</td> <td>3,259 (6.5%)</td> <td>18市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">県立自然公園</td> <td>渥美半島 (1968.5.1)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>1 (0.0%)</td> <td>12,555 (100.0%)</td> <td>田原市の一部</td> </tr> <tr> <td>南知多 (1968.5.1)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>8,649 (100.0%)</td> <td>西尾市、常滑市、知多市、南知多町、美浜町、武豊町の各一部</td> </tr> <tr> <td>段戸高原 (1969.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>3,781 (100.0%)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>設楽町の一部</td> </tr> <tr> <td>振草溪谷 (1969.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>2,000 (91.0%)</td> <td>198 (9.0%)</td> <td>東栄町の一部</td> </tr> <tr> <td>本宮山 (1969.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>6,374 (87.3%)</td> <td>928 (12.7%)</td> <td>岡崎市、豊川市、新城市の各一部</td> </tr> <tr> <td>桜淵 (1969.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>1,806 (71.8%)</td> <td>711 (28.2%)</td> <td>新城市の一部</td> </tr> <tr> <td>石巻山多米 (1969.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>2,061 (100.0%)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>豊橋市の一部</td> </tr> <tr> <td>計 (%)</td> <td>39,064 (0.0%)</td> <td>16,023 (41.0%)</td> <td>23,041 (59.0%)</td> <td>13市町村</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>88,881</td> <td>205</td> <td>62,376</td> <td>26,300</td> <td>21市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 2023年3月末現在のデータ。</p> <p>【適用】令和5年度版 環境白書，資料編 p. 65，令和5年，愛知県環境局環境政策部環境政策課</p>	公園名 (指定年月日)	区域面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	第1種～第3種特別地域 (ha)	普通地域 (ha)	所在市町村名	国定公園	三河湾 (1958.4.10)	20 (0.2%)	8,549 (90.4%)	888 (9.4%)	豊橋市、岡崎市、豊川市、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、幸田町の各一部	飛騨木曾川 (1964.3.3)	64 (1.7%)	2,962 (80.9%)	635 (17.4%)	犬山市の一部	天竜奥三河 (1969.1.10)	121 (0.8%)	14,689 (98.2%)	149 (1.0%)	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の各一部	愛知高原 (1970.12.28)	- (0.0%)	20,153 (92.7%)	1,587 (7.3%)	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市、設楽町の各一部	計 (%)	49,817 (0.4%)	205 (93.0%)	46,353 (93.1%)	3,259 (6.5%)	18市町村	県立自然公園	渥美半島 (1968.5.1)	- (0.0%)	1 (0.0%)	12,555 (100.0%)	田原市の一部	南知多 (1968.5.1)	- (0.0%)	- (0.0%)	8,649 (100.0%)	西尾市、常滑市、知多市、南知多町、美浜町、武豊町の各一部	段戸高原 (1969.3.14)	- (0.0%)	3,781 (100.0%)	- (0.0%)	設楽町の一部	振草溪谷 (1969.3.14)	- (0.0%)	2,000 (91.0%)	198 (9.0%)	東栄町の一部	本宮山 (1969.3.14)	- (0.0%)	6,374 (87.3%)	928 (12.7%)	岡崎市、豊川市、新城市の各一部	桜淵 (1969.3.14)	- (0.0%)	1,806 (71.8%)	711 (28.2%)	新城市の一部	石巻山多米 (1969.3.14)	- (0.0%)	2,061 (100.0%)	- (0.0%)	豊橋市の一部	計 (%)	39,064 (0.0%)	16,023 (41.0%)	23,041 (59.0%)	13市町村	合計	88,881	205	62,376	26,300	21市町村	<p>2.2.4 自然環境に係る基準等</p> <p>(1) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園等</p> <p>自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号，最終改正：平成21年6月3日法律第47号）及び愛知県立自然公園条例（昭和43年3月29日愛知県条例第7号，最終改正：平成22年3月26日愛知県条例第12号）に基づき，以下のような国定公園及び県立自然公園が指定されている。なお，同法に基づく国立公園の指定はない。</p> <p style="text-align: center;">表 2.9 自然公園の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="1308 751 2125 1579"> <thead> <tr> <th>公園名 (指定年月日)</th> <th>区域面積 (ha)</th> <th>特別保護地区 (ha)</th> <th>第1種～第3種特別地域 (ha)</th> <th>普通地域 (ha)</th> <th>所在市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">国定公園</td> <td>三河湾 (昭和33.4.10)</td> <td>20 (0.2%)</td> <td>8,549 (90.4%)</td> <td>888 (9.4%)</td> <td>豊橋市、岡崎市、豊川市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町の各一部</td> </tr> <tr> <td>飛騨木曾川 (昭和39.3.3)</td> <td>64 (1.7%)</td> <td>2,962 (80.9%)</td> <td>635 (17.4%)</td> <td>犬山市の一部</td> </tr> <tr> <td>天竜奥三河 (昭和44.1.10)</td> <td>121 (0.8%)</td> <td>14,689 (98.2%)</td> <td>149 (1.0%)</td> <td>豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の各一部</td> </tr> <tr> <td>愛知高原 (昭和45.12.28)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>20,147 (92.8%)</td> <td>1,558 (7.2%)</td> <td>瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市、設楽町の各一部</td> </tr> <tr> <td>計 (%)</td> <td>49,782 (0.4%)</td> <td>205 (0.4%)</td> <td>46,347 (93.1%)</td> <td>3,230 (6.5%)</td> <td>20市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">県立自然公園</td> <td>渥美半島 (昭和43.5.1)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>1 (0.0%)</td> <td>12,555 (100.0%)</td> <td>田原市の一部</td> </tr> <tr> <td>南知多 (昭和43.5.1)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>8,649 (100.0%)</td> <td>常滑市、知多市、南知多町、美浜町、武豊町、一色町の各一部</td> </tr> <tr> <td>段戸高原 (昭和44.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>3,781 (100.0%)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>設楽町の一部</td> </tr> <tr> <td>振草溪谷 (昭和44.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>2,000 (91.0%)</td> <td>198 (9.0%)</td> <td>東栄町の一部</td> </tr> <tr> <td>本宮山 (昭和44.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>6,364 (87.2%)</td> <td>930 (12.8%)</td> <td>岡崎市、豊川市、新城市の各一部</td> </tr> <tr> <td>桜淵 (昭和44.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>1,806 (71.8%)</td> <td>711 (28.2%)</td> <td>新城市の一部</td> </tr> <tr> <td>石巻山多米 (昭和44.3.14)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>2,061 (100.0%)</td> <td>- (0.0%)</td> <td>豊橋市の一部</td> </tr> <tr> <td>計 (%)</td> <td>39,056 (0.0%)</td> <td>16,013 (41.0%)</td> <td>23,043 (59.0%)</td> <td>13市町村</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>88,838</td> <td>205</td> <td>62,360</td> <td>26,273</td> <td>23市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成22年3月末現在。</p> <p>2 区域面積は、陸域面積を示している。三河湾国定公園については、陸域の他に特別地域地先1km海域（12,000ha）が普通地域になっている。</p> <p>3 自然公園の総面積は県土面積516,457haの17.2%を占めている。</p> <p>【適用】平成22年度版 環境白書，資料編 p. 43，平成22年，愛知県環境部環境政策課</p>	公園名 (指定年月日)	区域面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	第1種～第3種特別地域 (ha)	普通地域 (ha)	所在市町村名	国定公園	三河湾 (昭和33.4.10)	20 (0.2%)	8,549 (90.4%)	888 (9.4%)	豊橋市、岡崎市、豊川市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町の各一部	飛騨木曾川 (昭和39.3.3)	64 (1.7%)	2,962 (80.9%)	635 (17.4%)	犬山市の一部	天竜奥三河 (昭和44.1.10)	121 (0.8%)	14,689 (98.2%)	149 (1.0%)	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の各一部	愛知高原 (昭和45.12.28)	- (0.0%)	20,147 (92.8%)	1,558 (7.2%)	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市、設楽町の各一部	計 (%)	49,782 (0.4%)	205 (0.4%)	46,347 (93.1%)	3,230 (6.5%)	20市町村	県立自然公園	渥美半島 (昭和43.5.1)	- (0.0%)	1 (0.0%)	12,555 (100.0%)	田原市の一部	南知多 (昭和43.5.1)	- (0.0%)	- (0.0%)	8,649 (100.0%)	常滑市、知多市、南知多町、美浜町、武豊町、一色町の各一部	段戸高原 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	3,781 (100.0%)	- (0.0%)	設楽町の一部	振草溪谷 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	2,000 (91.0%)	198 (9.0%)	東栄町の一部	本宮山 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	6,364 (87.2%)	930 (12.8%)	岡崎市、豊川市、新城市の各一部	桜淵 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	1,806 (71.8%)	711 (28.2%)	新城市の一部	石巻山多米 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	2,061 (100.0%)	- (0.0%)	豊橋市の一部	計 (%)	39,056 (0.0%)	16,013 (41.0%)	23,043 (59.0%)	13市町村	合計	88,838	205	62,360	26,273	23市町村	<p style="text-align: center;">引用文献の改訂に伴い変更</p>
公園名 (指定年月日)	区域面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	第1種～第3種特別地域 (ha)	普通地域 (ha)	所在市町村名																																																																																																																																																													
国定公園	三河湾 (1958.4.10)	20 (0.2%)	8,549 (90.4%)	888 (9.4%)	豊橋市、岡崎市、豊川市、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、幸田町の各一部																																																																																																																																																													
	飛騨木曾川 (1964.3.3)	64 (1.7%)	2,962 (80.9%)	635 (17.4%)	犬山市の一部																																																																																																																																																													
	天竜奥三河 (1969.1.10)	121 (0.8%)	14,689 (98.2%)	149 (1.0%)	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の各一部																																																																																																																																																													
	愛知高原 (1970.12.28)	- (0.0%)	20,153 (92.7%)	1,587 (7.3%)	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市、設楽町の各一部																																																																																																																																																													
	計 (%)	49,817 (0.4%)	205 (93.0%)	46,353 (93.1%)	3,259 (6.5%)	18市町村																																																																																																																																																												
県立自然公園	渥美半島 (1968.5.1)	- (0.0%)	1 (0.0%)	12,555 (100.0%)	田原市の一部																																																																																																																																																													
	南知多 (1968.5.1)	- (0.0%)	- (0.0%)	8,649 (100.0%)	西尾市、常滑市、知多市、南知多町、美浜町、武豊町の各一部																																																																																																																																																													
	段戸高原 (1969.3.14)	- (0.0%)	3,781 (100.0%)	- (0.0%)	設楽町の一部																																																																																																																																																													
	振草溪谷 (1969.3.14)	- (0.0%)	2,000 (91.0%)	198 (9.0%)	東栄町の一部																																																																																																																																																													
	本宮山 (1969.3.14)	- (0.0%)	6,374 (87.3%)	928 (12.7%)	岡崎市、豊川市、新城市の各一部																																																																																																																																																													
	桜淵 (1969.3.14)	- (0.0%)	1,806 (71.8%)	711 (28.2%)	新城市の一部																																																																																																																																																													
	石巻山多米 (1969.3.14)	- (0.0%)	2,061 (100.0%)	- (0.0%)	豊橋市の一部																																																																																																																																																													
	計 (%)	39,064 (0.0%)	16,023 (41.0%)	23,041 (59.0%)	13市町村																																																																																																																																																													
	合計	88,881	205	62,376	26,300	21市町村																																																																																																																																																												
公園名 (指定年月日)	区域面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	第1種～第3種特別地域 (ha)	普通地域 (ha)	所在市町村名																																																																																																																																																													
国定公園	三河湾 (昭和33.4.10)	20 (0.2%)	8,549 (90.4%)	888 (9.4%)	豊橋市、岡崎市、豊川市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町の各一部																																																																																																																																																													
	飛騨木曾川 (昭和39.3.3)	64 (1.7%)	2,962 (80.9%)	635 (17.4%)	犬山市の一部																																																																																																																																																													
	天竜奥三河 (昭和44.1.10)	121 (0.8%)	14,689 (98.2%)	149 (1.0%)	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の各一部																																																																																																																																																													
	愛知高原 (昭和45.12.28)	- (0.0%)	20,147 (92.8%)	1,558 (7.2%)	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市、設楽町の各一部																																																																																																																																																													
	計 (%)	49,782 (0.4%)	205 (0.4%)	46,347 (93.1%)	3,230 (6.5%)	20市町村																																																																																																																																																												
県立自然公園	渥美半島 (昭和43.5.1)	- (0.0%)	1 (0.0%)	12,555 (100.0%)	田原市の一部																																																																																																																																																													
	南知多 (昭和43.5.1)	- (0.0%)	- (0.0%)	8,649 (100.0%)	常滑市、知多市、南知多町、美浜町、武豊町、一色町の各一部																																																																																																																																																													
	段戸高原 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	3,781 (100.0%)	- (0.0%)	設楽町の一部																																																																																																																																																													
	振草溪谷 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	2,000 (91.0%)	198 (9.0%)	東栄町の一部																																																																																																																																																													
	本宮山 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	6,364 (87.2%)	930 (12.8%)	岡崎市、豊川市、新城市の各一部																																																																																																																																																													
	桜淵 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	1,806 (71.8%)	711 (28.2%)	新城市の一部																																																																																																																																																													
	石巻山多米 (昭和44.3.14)	- (0.0%)	2,061 (100.0%)	- (0.0%)	豊橋市の一部																																																																																																																																																													
	計 (%)	39,056 (0.0%)	16,013 (41.0%)	23,043 (59.0%)	13市町村																																																																																																																																																													
	合計	88,838	205	62,360	26,273	23市町村																																																																																																																																																												

道路構造の手引き改定対照表

第9編 環境
9-14

新	旧	改訂理由																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分され、地域、地区ごとに規制を受ける行為が定められている。</p> <p>自然公園の区域内で表 2.10 の行為を行う場合は、自然公園法及び愛知県立自然公園条例により、知事の許可又は知事への事前の届出が必要となるので、環境部自然環境課又は行為を行おうとする場所を管轄する県事務所環境保全課と相談するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.10 自然公園の区域内の行為規制一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行為の種類</th> <th colspan="3">国定公園</th> <th colspan="2">県立自然公園</th> </tr> <tr> <th>特別保護地区</th> <th>特別地域</th> <th>普通地域</th> <th>特別地域</th> <th>普通地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物の新築・改築・増築</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○ 注1</td> <td>◎</td> <td>○ 注1</td> </tr> <tr> <td>木竹の伐採</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木竹の損傷</td> <td>◎</td> <td>◎ 注2</td> <td></td> <td>◎ 注2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱物の掘採、土石の採取</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>河川・湖沼等の水位・水量の増減</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○ 注3</td> <td>◎</td> <td>○ 注3</td> </tr> <tr> <td>指定湖沼等への汚水の排出</td> <td>◎ 注2</td> <td>◎ 注2</td> <td></td> <td>◎ 注2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告物等の掲出・設置・表示</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>屋外での物の集積・貯蔵</td> <td>◎</td> <td>◎ 注4</td> <td></td> <td>◎ 注4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水面の埋立・干拓</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>開墾等の土地の形状変更</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>植物の採取・損傷</td> <td>◎ (木竹以外)</td> <td>◎ 注5</td> <td></td> <td>◎ 注5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>植物の植栽又は播種</td> <td>◎ (木竹以外)</td> <td>◎ 注2, 注5</td> <td></td> <td>◎ 注2, 注5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物の捕獲・殺傷、卵の採取等</td> <td>◎</td> <td>◎ 注6</td> <td></td> <td>◎ 注6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物の放出</td> <td>◎</td> <td>◎ 注2, 注6</td> <td></td> <td>◎ 注2, 注6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湿原等への立入り</td> <td>◎ 注2</td> <td>◎ 注2</td> <td></td> <td>◎ 注2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車馬、動力船の使用又は航空機の着陸</td> <td>◎</td> <td>◎ 注2</td> <td></td> <td>◎ 注2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木竹の植栽</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家畜の放牧</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火いれ・たき火</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他政令で定める行為</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎…許可 ○…届出 注1…一定規模以上のもの(建築物：高さ13m又は面積1000m²、鉄塔：高さ30mを超える等) 注2…指定地域に限る(本県に指定地域はない*) 注3…特別地域の河川・湖沼等に影響を与えるもの(本県に指定地域はない*) 注4…指定物に限る(土石、廃棄物、再生資源、再生部品*) 注5…指定植物に限る 注6…指定動物に限る *1 令和6年3月 愛知県環境局自然環境課調べ</p> <p>【参考】自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号) 愛知県立自然公園条例(昭和43年3月29日愛知県条例第7号、最終改正：令和4年7月5日愛知県条例第41号)</p>	行為の種類	国定公園			県立自然公園		特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地域	普通地域	工作物の新築・改築・増築	◎	◎	○ 注1	◎	○ 注1	木竹の伐採	◎	◎		◎		木竹の損傷	◎	◎ 注2		◎ 注2		鉱物の掘採、土石の採取	◎	◎	○	◎	○	河川・湖沼等の水位・水量の増減	◎	◎	○ 注3	◎	○ 注3	指定湖沼等への汚水の排出	◎ 注2	◎ 注2		◎ 注2		広告物等の掲出・設置・表示	◎	◎	○	◎	○	屋外での物の集積・貯蔵	◎	◎ 注4		◎ 注4		水面の埋立・干拓	◎	◎	○	◎	○	開墾等の土地の形状変更	◎	◎	○	◎	○	植物の採取・損傷	◎ (木竹以外)	◎ 注5		◎ 注5		植物の植栽又は播種	◎ (木竹以外)	◎ 注2, 注5		◎ 注2, 注5		動物の捕獲・殺傷、卵の採取等	◎	◎ 注6		◎ 注6		動物の放出	◎	◎ 注2, 注6		◎ 注2, 注6		屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更	◎	◎		◎		湿原等への立入り	◎ 注2	◎ 注2		◎ 注2		車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	◎	◎ 注2		◎ 注2		木竹の植栽	◎	○		○		家畜の放牧	◎	○		○		火いれ・たき火	◎					その他政令で定める行為	◎	◎		◎		<p>自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分され、地域、地区ごとに規制を受ける行為が定められている。</p> <p>自然公園の区域内で表 2.10 の行為を行う場合は、自然公園法及び愛知県立自然公園条例により、知事の許可又は知事への事前の届出が必要となるので、環境部自然環境課又は行為を行おうとする場所を管轄する県事務所環境保全課と相談するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.10 自然公園の区域内の行為規制一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行為の種類</th> <th colspan="3">国定公園</th> <th colspan="2">県立自然公園</th> </tr> <tr> <th>特別保護地区</th> <th>特別地域</th> <th>普通地域</th> <th>特別地域</th> <th>普通地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物の新築・改築・増築</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○ 注1</td> <td>◎</td> <td>○ 注1</td> </tr> <tr> <td>木竹の伐採</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木竹の損傷</td> <td>◎</td> <td>◎ 注2</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱物の掘採、土石の採取</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>河川・湖沼等の水位・水量の増減</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○ 注3</td> <td>◎</td> <td>○ 注3</td> </tr> <tr> <td>指定湖沼等への汚水の排出</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告物等の掲出・設置・表示</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>屋外での物の集積・貯蔵</td> <td>◎</td> <td>◎ 注4</td> <td></td> <td>◎ 注4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水面の埋立・干拓</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>開墾等の土地の形状変更</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>植物の採取・損傷</td> <td>◎ (木竹以外)</td> <td>◎ 注5</td> <td></td> <td>◎ 注5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>植物の植栽又は播種</td> <td>◎ (木竹以外)</td> <td>◎ 注2, 注5</td> <td></td> <td>◎ 注2, 注5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物の捕獲・殺傷、卵の採取等</td> <td>◎</td> <td>◎ 注6</td> <td></td> <td>◎ 注6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物の放出</td> <td>◎</td> <td>◎ 注2, 注6</td> <td></td> <td>◎ 注2, 注6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定湿原等への立入り</td> <td>◎ 注2</td> <td>◎ 注2</td> <td></td> <td>◎ 注2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車馬、動力船の使用又は航空機の着陸</td> <td>◎ (道路及び広場以外)</td> <td>◎ 注2</td> <td></td> <td>◎ 注2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木竹の植栽</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家畜の放牧</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火いれ・たき火</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他政令で定める行為</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎…許可 ○…届出 注1…一定規模以上のもの(建築物：高さ13m又は面積1000m²、鉄塔：高さ30mを超える等) 注2…指定地域に限る(本県に指定地域はない*) 注3…特別地域の河川・湖沼等に影響を与えるもの(本県に指定地域はない*) 注4…指定物に限る(土石、廃棄物、再生資源、再生部品*) 注5…指定植物に限る 注6…指定動物に限る *1 平成22年11月 愛知県環境部自然環境課調べ</p> <p>【参考】自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：平成21年6月3日法律第47号) 愛知県立自然公園条例(昭和43年3月29日愛知県条例第7号、最終改正：平成22年3月26日愛知県条例第12号)</p>	行為の種類	国定公園			県立自然公園		特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地域	普通地域	工作物の新築・改築・増築	◎	◎	○ 注1	◎	○ 注1	木竹の伐採	◎	◎		◎		木竹の損傷	◎	◎ 注2		◎		鉱物の掘採、土石の採取	◎	◎	○	◎	○	河川・湖沼等の水位・水量の増減	◎	◎	○ 注3	◎	○ 注3	指定湖沼等への汚水の排出	◎	◎		◎		広告物等の掲出・設置・表示	◎	◎	○	◎	○	屋外での物の集積・貯蔵	◎	◎ 注4		◎ 注4		水面の埋立・干拓	◎	◎	○	◎	○	開墾等の土地の形状変更	◎	◎	○	◎	○	植物の採取・損傷	◎ (木竹以外)	◎ 注5		◎ 注5		植物の植栽又は播種	◎ (木竹以外)	◎ 注2, 注5		◎ 注2, 注5		動物の捕獲・殺傷、卵の採取等	◎	◎ 注6		◎ 注6		動物の放出	◎	◎ 注2, 注6		◎ 注2, 注6		屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更	◎	◎		◎		指定湿原等への立入り	◎ 注2	◎ 注2		◎ 注2		車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	◎ (道路及び広場以外)	◎ 注2		◎ 注2		木竹の植栽	◎	○		○		家畜の放牧	◎	○		○		火いれ・たき火	◎					その他政令で定める行為	◎	◎		◎		<p>引用文献の改訂に伴い変更</p>
行為の種類		国定公園			県立自然公園																																																																																																																																																																																																																																																																															
	特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地域	普通地域																																																																																																																																																																																																																																																																															
工作物の新築・改築・増築	◎	◎	○ 注1	◎	○ 注1																																																																																																																																																																																																																																																																															
木竹の伐採	◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																
木竹の損傷	◎	◎ 注2		◎ 注2																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉱物の掘採、土石の採取	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
河川・湖沼等の水位・水量の増減	◎	◎	○ 注3	◎	○ 注3																																																																																																																																																																																																																																																																															
指定湖沼等への汚水の排出	◎ 注2	◎ 注2		◎ 注2																																																																																																																																																																																																																																																																																
広告物等の掲出・設置・表示	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
屋外での物の集積・貯蔵	◎	◎ 注4		◎ 注4																																																																																																																																																																																																																																																																																
水面の埋立・干拓	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
開墾等の土地の形状変更	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
植物の採取・損傷	◎ (木竹以外)	◎ 注5		◎ 注5																																																																																																																																																																																																																																																																																
植物の植栽又は播種	◎ (木竹以外)	◎ 注2, 注5		◎ 注2, 注5																																																																																																																																																																																																																																																																																
動物の捕獲・殺傷、卵の採取等	◎	◎ 注6		◎ 注6																																																																																																																																																																																																																																																																																
動物の放出	◎	◎ 注2, 注6		◎ 注2, 注6																																																																																																																																																																																																																																																																																
屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更	◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																
湿原等への立入り	◎ 注2	◎ 注2		◎ 注2																																																																																																																																																																																																																																																																																
車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	◎	◎ 注2		◎ 注2																																																																																																																																																																																																																																																																																
木竹の植栽	◎	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																
家畜の放牧	◎	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																
火いれ・たき火	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他政令で定める行為	◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																
行為の種類	国定公園			県立自然公園																																																																																																																																																																																																																																																																																
	特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地域	普通地域																																																																																																																																																																																																																																																																															
工作物の新築・改築・増築	◎	◎	○ 注1	◎	○ 注1																																																																																																																																																																																																																																																																															
木竹の伐採	◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																
木竹の損傷	◎	◎ 注2		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																
鉱物の掘採、土石の採取	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
河川・湖沼等の水位・水量の増減	◎	◎	○ 注3	◎	○ 注3																																																																																																																																																																																																																																																																															
指定湖沼等への汚水の排出	◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																
広告物等の掲出・設置・表示	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
屋外での物の集積・貯蔵	◎	◎ 注4		◎ 注4																																																																																																																																																																																																																																																																																
水面の埋立・干拓	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
開墾等の土地の形状変更	◎	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
植物の採取・損傷	◎ (木竹以外)	◎ 注5		◎ 注5																																																																																																																																																																																																																																																																																
植物の植栽又は播種	◎ (木竹以外)	◎ 注2, 注5		◎ 注2, 注5																																																																																																																																																																																																																																																																																
動物の捕獲・殺傷、卵の採取等	◎	◎ 注6		◎ 注6																																																																																																																																																																																																																																																																																
動物の放出	◎	◎ 注2, 注6		◎ 注2, 注6																																																																																																																																																																																																																																																																																
屋根、壁面、鉄塔等の色彩変更	◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																
指定湿原等への立入り	◎ 注2	◎ 注2		◎ 注2																																																																																																																																																																																																																																																																																
車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	◎ (道路及び広場以外)	◎ 注2		◎ 注2																																																																																																																																																																																																																																																																																
木竹の植栽	◎	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																
家畜の放牧	◎	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																
火いれ・たき火	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他政令で定める行為	◎	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																

道路構造の手引き改定対照表

第9編 環境
9-15

新	旧	改訂理由																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(2) 自然環境保全地域</p> <p>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日愛知県条例第3号，最終改正：平成22年3月26日愛知県条例第12号）に基づき，自然公園の区域以外に残されている天然林，貴重な動植物の生息地・自生地，特異な地質等のすぐれた自然環境を有する地域が，愛知県自然環境保全地域（県内15地域，292.11ha）として指定されている。なお，県内には自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85条，最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。</p> <p style="text-align: center;">表 2.11 県自然環境保全地域の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">面積 (ha)</th> <th rowspan="2">要件</th> <th rowspan="2">特 質 (主な種等)</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>特別地区 (特殊環境)</th> <th>普通地区</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たのしきつばき 田之土里湿原</td> <td>豊田市</td> <td>0.58 [0.15]</td> <td>2.20</td> <td>2.78</td> <td>③</td> <td>中間溼原(ササコケ, 杉, ツツ, ハツオトシ)</td> <td>1975.1.31</td> </tr> <tr> <td>れんげじくさ 蓮華寺寺叢</td> <td>あま市</td> <td>0.32</td> <td>1.89</td> <td>2.21</td> <td>②</td> <td>自然堤防及び常緑広葉樹林(シヤンボウ, 杉)</td> <td>1975.1.31</td> </tr> <tr> <td>こまのこま 小牧大山</td> <td>小牧市</td> <td>9.32</td> <td>36.74</td> <td>46.06</td> <td>①</td> <td>常緑広葉樹林(ク, 杉, タテ)</td> <td>1976.10.15</td> </tr> <tr> <td>あひのや 音鳥山</td> <td>西尾市</td> <td>1.62</td> <td>—</td> <td>1.62</td> <td>②</td> <td>はんれい岩地帯(ハンレイ岩, 電気石)</td> <td>1976.10.15</td> </tr> <tr> <td>あひのや 音鳥山</td> <td>豊橋市 新城市</td> <td>—</td> <td>20.15</td> <td>20.15</td> <td>②</td> <td>角閃石片岩(オクシホウキ)からなる特異地質</td> <td>1976.10.15</td> </tr> <tr> <td>いづみじく 伊能神社叢</td> <td>豊田市</td> <td>2.63 [1.49]</td> <td>2.12</td> <td>4.75</td> <td>①</td> <td>針広混交林(コナラ, ナギ)</td> <td>1977.4.22</td> </tr> <tr> <td>こまのこま 小堤西池</td> <td>刈谷市</td> <td>5.83 [5.83]</td> <td>—</td> <td>5.83</td> <td>④</td> <td>コナラの群落(コナラ)</td> <td>1978.3.24</td> </tr> <tr> <td>あひのや 大沼</td> <td>豊根村</td> <td>15.13 [15.13]</td> <td>—</td> <td>15.13</td> <td>① ④</td> <td>落葉広葉樹林(ナ, ナギ)</td> <td>1978.3.24</td> </tr> <tr> <td>あひのや 白鳥山</td> <td>設楽町</td> <td>5.71 [5.71]</td> <td>7.90</td> <td>13.61</td> <td>② ④</td> <td>岩嶽地特有の植生及び特異地質(水晶, コナラ)</td> <td>1979.3.2</td> </tr> <tr> <td>あひのや 茅原沢</td> <td>岡崎市</td> <td>—</td> <td>14.36</td> <td>14.36</td> <td>④</td> <td>落葉広葉樹林(ヒメヤブ, ナギ)</td> <td>1984.3.28</td> </tr> <tr> <td>あひのや 岩町田圃地</td> <td>武豊町</td> <td>1.13 [1.13]</td> <td>0.10</td> <td>1.23</td> <td>④</td> <td>湿地植物群落等(シロハナギ, ナギ)</td> <td>1999.2.26</td> </tr> <tr> <td>あひのや 山中八幡宮</td> <td>岡崎市</td> <td>1.55 [1.55]</td> <td>3.95</td> <td>5.50</td> <td>④</td> <td>常緑広葉樹林(ナギ, ナギ)</td> <td>2004.2.27</td> </tr> <tr> <td>あひのや 海上の森</td> <td>瀬戸市</td> <td>48.60 [10.94]</td> <td>79.25</td> <td>127.85</td> <td>①</td> <td>沿岸養殖地の植生等(シロコナラ, ナギ)</td> <td>2006.3.24</td> </tr> <tr> <td>あひのや 東谷山</td> <td>名古屋市長谷山</td> <td>12.40 [12.40]</td> <td>15.27</td> <td>27.67</td> <td>①</td> <td>常緑広葉樹林(ナギ)等, 湿地の植生(シロコナラ等)</td> <td>2010.4.2</td> </tr> <tr> <td>あひのや 岩山</td> <td>豊根村</td> <td>3.36</td> <td>—</td> <td>3.36</td> <td>④</td> <td>三河山間部の天然林(ヒメヤブ等)</td> <td>2010.4.2</td> </tr> <tr> <td>計 15地域</td> <td>13市町村</td> <td>108.18 [54.33]</td> <td>183.93</td> <td>292.11</td> <td>要件 ① 優れた天然林(10ha以上) ② 特異な地形, 地質(1ha以上) ③ 自然環境が優れた状態を維持している海岸, 湖沼, 河川, 灌原等(1ha以上) ④ 野生動物等の生息地, 自生地(1ha以上)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 2023年3月末</p> <p>【適用】 令和5年度版 環境白書，資料編 p.66，令和5年，愛知県環境局環境政策部環境政策課</p> <p>特別地区内の自然環境を保全するため，以下のような行為が規制されている。区域内で行為を行う場合は，行為を行おうとする場所を管轄する県事務所環境保全課と相談するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自然環境保全地域特別地区内で許可を要する行為】</p> <p>①建築物等の新築・改築・増築 ③鉱物の掘採や土石の採取 ②宅地の造成等土地の形質の変更 ④木竹の伐採 等</p> </div>	名称	所在地	面積 (ha)			要件	特 質 (主な種等)	指定年月日	特別地区 (特殊環境)	普通地区	計	たのしきつばき 田之土里湿原	豊田市	0.58 [0.15]	2.20	2.78	③	中間溼原(ササコケ, 杉, ツツ, ハツオトシ)	1975.1.31	れんげじくさ 蓮華寺寺叢	あま市	0.32	1.89	2.21	②	自然堤防及び常緑広葉樹林(シヤンボウ, 杉)	1975.1.31	こまのこま 小牧大山	小牧市	9.32	36.74	46.06	①	常緑広葉樹林(ク, 杉, タテ)	1976.10.15	あひのや 音鳥山	西尾市	1.62	—	1.62	②	はんれい岩地帯(ハンレイ岩, 電気石)	1976.10.15	あひのや 音鳥山	豊橋市 新城市	—	20.15	20.15	②	角閃石片岩(オクシホウキ)からなる特異地質	1976.10.15	いづみじく 伊能神社叢	豊田市	2.63 [1.49]	2.12	4.75	①	針広混交林(コナラ, ナギ)	1977.4.22	こまのこま 小堤西池	刈谷市	5.83 [5.83]	—	5.83	④	コナラの群落(コナラ)	1978.3.24	あひのや 大沼	豊根村	15.13 [15.13]	—	15.13	① ④	落葉広葉樹林(ナ, ナギ)	1978.3.24	あひのや 白鳥山	設楽町	5.71 [5.71]	7.90	13.61	② ④	岩嶽地特有の植生及び特異地質(水晶, コナラ)	1979.3.2	あひのや 茅原沢	岡崎市	—	14.36	14.36	④	落葉広葉樹林(ヒメヤブ, ナギ)	1984.3.28	あひのや 岩町田圃地	武豊町	1.13 [1.13]	0.10	1.23	④	湿地植物群落等(シロハナギ, ナギ)	1999.2.26	あひのや 山中八幡宮	岡崎市	1.55 [1.55]	3.95	5.50	④	常緑広葉樹林(ナギ, ナギ)	2004.2.27	あひのや 海上の森	瀬戸市	48.60 [10.94]	79.25	127.85	①	沿岸養殖地の植生等(シロコナラ, ナギ)	2006.3.24	あひのや 東谷山	名古屋市長谷山	12.40 [12.40]	15.27	27.67	①	常緑広葉樹林(ナギ)等, 湿地の植生(シロコナラ等)	2010.4.2	あひのや 岩山	豊根村	3.36	—	3.36	④	三河山間部の天然林(ヒメヤブ等)	2010.4.2	計 15地域	13市町村	108.18 [54.33]	183.93	292.11	要件 ① 優れた天然林(10ha以上) ② 特異な地形, 地質(1ha以上) ③ 自然環境が優れた状態を維持している海岸, 湖沼, 河川, 灌原等(1ha以上) ④ 野生動物等の生息地, 自生地(1ha以上)		<p>(2) 自然環境保全地域</p> <p>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日愛知県条例第3号，最終改正：平成22年3月26日愛知県条例第12号）に基づき，自然公園の区域以外に残されている天然林，貴重な動植物の生息地・自生地，特異な地質等のすぐれた自然環境を有する地域が，愛知県自然環境保全地域（県内15地域，292.11ha）として指定されている。なお，県内には自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85条，最終改正：平成21年6月3日法律第47号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。</p> <p style="text-align: center;">表 2.11 県自然環境保全地域の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">面積 (ha)</th> <th rowspan="2">要件</th> <th rowspan="2">特 質 (主な種等)</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>特別地区 (特殊環境)</th> <th>普通地区</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たのしきつばき 田之土里湿原</td> <td>豊田市</td> <td>0.58 [0.15]</td> <td>2.20</td> <td>2.78</td> <td>③</td> <td>中間溼原(ササコケ, 杉, ツツ, ハツオトシ)</td> <td>S90.1.31</td> </tr> <tr> <td>れんげじくさ 蓮華寺寺叢</td> <td>あま市</td> <td>0.32</td> <td>1.89</td> <td>2.21</td> <td>②</td> <td>自然堤防及び常緑広葉樹林(シヤンボウ, 杉)</td> <td>S90.1.31</td> </tr> <tr> <td>こまのこま 小牧大山</td> <td>小牧市</td> <td>9.32</td> <td>36.74</td> <td>46.06</td> <td>①</td> <td>常緑広葉樹林(ク, 杉, タテ)</td> <td>S51.10.15</td> </tr> <tr> <td>あひのや 音鳥山</td> <td>吉良町</td> <td>1.62</td> <td>—</td> <td>1.62</td> <td>②</td> <td>はんれい岩地帯(ハンレイ岩, 電気石)</td> <td>S51.10.15</td> </tr> <tr> <td>あひのや 音鳥山</td> <td>豊橋市 新城市</td> <td>—</td> <td>20.15</td> <td>20.15</td> <td>②</td> <td>角閃石片岩(オクシホウキ)からなる特異地質</td> <td>S51.10.15</td> </tr> <tr> <td>いづみじく 伊能神社叢</td> <td>豊田市</td> <td>2.63 [1.49]</td> <td>2.12</td> <td>4.75</td> <td>①</td> <td>針広混交林(コナラ, ナギ)</td> <td>S92.4.22</td> </tr> <tr> <td>こまのこま 小堤西池</td> <td>刈谷市</td> <td>5.83 [5.83]</td> <td>—</td> <td>5.83</td> <td>④</td> <td>コナラの群落(コナラ)</td> <td>S53.3.24</td> </tr> <tr> <td>あひのや 大沼</td> <td>豊根村</td> <td>15.13 [15.13]</td> <td>—</td> <td>15.13</td> <td>① ④</td> <td>落葉広葉樹林(ナ, ナギ)</td> <td>S53.3.24</td> </tr> <tr> <td>あひのや 白鳥山</td> <td>設楽町</td> <td>5.71 [5.71]</td> <td>7.90</td> <td>13.61</td> <td>② ④</td> <td>岩嶽地特有の植生及び特異地質(水晶, コナラ)</td> <td>S54.3.2</td> </tr> <tr> <td>あひのや 茅原沢</td> <td>岡崎市</td> <td>—</td> <td>14.36</td> <td>14.36</td> <td>④</td> <td>落葉広葉樹林(ヒメヤブ, ナギ)</td> <td>S99.3.28</td> </tr> <tr> <td>あひのや 岩町田圃地</td> <td>武豊町</td> <td>1.13 [1.13]</td> <td>0.10</td> <td>1.23</td> <td>④</td> <td>湿地植物群落等(シロハナギ, ナギ)</td> <td>H11.2.26</td> </tr> <tr> <td>あひのや 山中八幡宮</td> <td>岡崎市</td> <td>1.55 [1.55]</td> <td>3.95</td> <td>5.50</td> <td>④</td> <td>常緑広葉樹林(ナギ, ナギ)</td> <td>H16.2.27</td> </tr> <tr> <td>あひのや 海上の森</td> <td>瀬戸市</td> <td>48.60 [10.94]</td> <td>79.25</td> <td>127.85</td> <td>①</td> <td>沿岸養殖地の植生等(シロコナラ, ナギ)</td> <td>H18.3.24</td> </tr> <tr> <td>あひのや 東谷山</td> <td>名古屋市長谷山</td> <td>12.40 [12.40]</td> <td>15.27</td> <td>27.67</td> <td>④</td> <td>常緑広葉樹林(ナギ)等, 湿地の植生(シロコナラ等)</td> <td>H22.4.2</td> </tr> <tr> <td>あひのや 岩山</td> <td>豊根村</td> <td>3.36</td> <td>—</td> <td>3.36</td> <td>④</td> <td>三河山間部の天然林(ヒメヤブ等)</td> <td>H22.4.2</td> </tr> <tr> <td>計 15地域</td> <td>13市町村</td> <td>108.18 [54.33]</td> <td>183.93</td> <td>292.11</td> <td>要件 ① 優れた天然林(10ha以上) ② 特異な地形, 地質(1ha以上) ③ 自然環境が優れた状態を維持している海岸, 湖沼, 河川, 灌原等(1ha以上) ④ 野生動物等の生息地, 自生地(1ha以上)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成22年4月2日現在</p> <p>【適用】 平成22年度版 環境白書，資料編 p.43，平成22年，愛知県環境局環境政策課</p> <p>特別地区内の自然環境を保全するため，以下のような行為が規制されている。区域内で行為を行う場合は，行為を行おうとする場所を管轄する県事務所環境保全課と相談するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自然環境保全地域特別地区内で許可を要する行為】</p> <p>①建築物等の新築・改築・増築 ③鉱物の掘採や土石の採取 ②宅地の造成等土地の形質の変更 ④木竹の伐採 等</p> </div>	名称	所在地	面積 (ha)			要件	特 質 (主な種等)	指定年月日	特別地区 (特殊環境)	普通地区	計	たのしきつばき 田之土里湿原	豊田市	0.58 [0.15]	2.20	2.78	③	中間溼原(ササコケ, 杉, ツツ, ハツオトシ)	S90.1.31	れんげじくさ 蓮華寺寺叢	あま市	0.32	1.89	2.21	②	自然堤防及び常緑広葉樹林(シヤンボウ, 杉)	S90.1.31	こまのこま 小牧大山	小牧市	9.32	36.74	46.06	①	常緑広葉樹林(ク, 杉, タテ)	S51.10.15	あひのや 音鳥山	吉良町	1.62	—	1.62	②	はんれい岩地帯(ハンレイ岩, 電気石)	S51.10.15	あひのや 音鳥山	豊橋市 新城市	—	20.15	20.15	②	角閃石片岩(オクシホウキ)からなる特異地質	S51.10.15	いづみじく 伊能神社叢	豊田市	2.63 [1.49]	2.12	4.75	①	針広混交林(コナラ, ナギ)	S92.4.22	こまのこま 小堤西池	刈谷市	5.83 [5.83]	—	5.83	④	コナラの群落(コナラ)	S53.3.24	あひのや 大沼	豊根村	15.13 [15.13]	—	15.13	① ④	落葉広葉樹林(ナ, ナギ)	S53.3.24	あひのや 白鳥山	設楽町	5.71 [5.71]	7.90	13.61	② ④	岩嶽地特有の植生及び特異地質(水晶, コナラ)	S54.3.2	あひのや 茅原沢	岡崎市	—	14.36	14.36	④	落葉広葉樹林(ヒメヤブ, ナギ)	S99.3.28	あひのや 岩町田圃地	武豊町	1.13 [1.13]	0.10	1.23	④	湿地植物群落等(シロハナギ, ナギ)	H11.2.26	あひのや 山中八幡宮	岡崎市	1.55 [1.55]	3.95	5.50	④	常緑広葉樹林(ナギ, ナギ)	H16.2.27	あひのや 海上の森	瀬戸市	48.60 [10.94]	79.25	127.85	①	沿岸養殖地の植生等(シロコナラ, ナギ)	H18.3.24	あひのや 東谷山	名古屋市長谷山	12.40 [12.40]	15.27	27.67	④	常緑広葉樹林(ナギ)等, 湿地の植生(シロコナラ等)	H22.4.2	あひのや 岩山	豊根村	3.36	—	3.36	④	三河山間部の天然林(ヒメヤブ等)	H22.4.2	計 15地域	13市町村	108.18 [54.33]	183.93	292.11	要件 ① 優れた天然林(10ha以上) ② 特異な地形, 地質(1ha以上) ③ 自然環境が優れた状態を維持している海岸, 湖沼, 河川, 灌原等(1ha以上) ④ 野生動物等の生息地, 自生地(1ha以上)		<p>引用文献の改訂に伴い変更</p>
名称			所在地	面積 (ha)					要件	特 質 (主な種等)	指定年月日																																																																																																																																																																																																																																																																											
	特別地区 (特殊環境)	普通地区		計																																																																																																																																																																																																																																																																																		
たのしきつばき 田之土里湿原	豊田市	0.58 [0.15]	2.20	2.78	③	中間溼原(ササコケ, 杉, ツツ, ハツオトシ)	1975.1.31																																																																																																																																																																																																																																																																															
れんげじくさ 蓮華寺寺叢	あま市	0.32	1.89	2.21	②	自然堤防及び常緑広葉樹林(シヤンボウ, 杉)	1975.1.31																																																																																																																																																																																																																																																																															
こまのこま 小牧大山	小牧市	9.32	36.74	46.06	①	常緑広葉樹林(ク, 杉, タテ)	1976.10.15																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 音鳥山	西尾市	1.62	—	1.62	②	はんれい岩地帯(ハンレイ岩, 電気石)	1976.10.15																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 音鳥山	豊橋市 新城市	—	20.15	20.15	②	角閃石片岩(オクシホウキ)からなる特異地質	1976.10.15																																																																																																																																																																																																																																																																															
いづみじく 伊能神社叢	豊田市	2.63 [1.49]	2.12	4.75	①	針広混交林(コナラ, ナギ)	1977.4.22																																																																																																																																																																																																																																																																															
こまのこま 小堤西池	刈谷市	5.83 [5.83]	—	5.83	④	コナラの群落(コナラ)	1978.3.24																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 大沼	豊根村	15.13 [15.13]	—	15.13	① ④	落葉広葉樹林(ナ, ナギ)	1978.3.24																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 白鳥山	設楽町	5.71 [5.71]	7.90	13.61	② ④	岩嶽地特有の植生及び特異地質(水晶, コナラ)	1979.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 茅原沢	岡崎市	—	14.36	14.36	④	落葉広葉樹林(ヒメヤブ, ナギ)	1984.3.28																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 岩町田圃地	武豊町	1.13 [1.13]	0.10	1.23	④	湿地植物群落等(シロハナギ, ナギ)	1999.2.26																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 山中八幡宮	岡崎市	1.55 [1.55]	3.95	5.50	④	常緑広葉樹林(ナギ, ナギ)	2004.2.27																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 海上の森	瀬戸市	48.60 [10.94]	79.25	127.85	①	沿岸養殖地の植生等(シロコナラ, ナギ)	2006.3.24																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 東谷山	名古屋市長谷山	12.40 [12.40]	15.27	27.67	①	常緑広葉樹林(ナギ)等, 湿地の植生(シロコナラ等)	2010.4.2																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 岩山	豊根村	3.36	—	3.36	④	三河山間部の天然林(ヒメヤブ等)	2010.4.2																																																																																																																																																																																																																																																																															
計 15地域	13市町村	108.18 [54.33]	183.93	292.11	要件 ① 優れた天然林(10ha以上) ② 特異な地形, 地質(1ha以上) ③ 自然環境が優れた状態を維持している海岸, 湖沼, 河川, 灌原等(1ha以上) ④ 野生動物等の生息地, 自生地(1ha以上)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
名称	所在地	面積 (ha)			要件	特 質 (主な種等)	指定年月日																																																																																																																																																																																																																																																																															
		特別地区 (特殊環境)	普通地区	計																																																																																																																																																																																																																																																																																		
たのしきつばき 田之土里湿原	豊田市	0.58 [0.15]	2.20	2.78	③	中間溼原(ササコケ, 杉, ツツ, ハツオトシ)	S90.1.31																																																																																																																																																																																																																																																																															
れんげじくさ 蓮華寺寺叢	あま市	0.32	1.89	2.21	②	自然堤防及び常緑広葉樹林(シヤンボウ, 杉)	S90.1.31																																																																																																																																																																																																																																																																															
こまのこま 小牧大山	小牧市	9.32	36.74	46.06	①	常緑広葉樹林(ク, 杉, タテ)	S51.10.15																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 音鳥山	吉良町	1.62	—	1.62	②	はんれい岩地帯(ハンレイ岩, 電気石)	S51.10.15																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 音鳥山	豊橋市 新城市	—	20.15	20.15	②	角閃石片岩(オクシホウキ)からなる特異地質	S51.10.15																																																																																																																																																																																																																																																																															
いづみじく 伊能神社叢	豊田市	2.63 [1.49]	2.12	4.75	①	針広混交林(コナラ, ナギ)	S92.4.22																																																																																																																																																																																																																																																																															
こまのこま 小堤西池	刈谷市	5.83 [5.83]	—	5.83	④	コナラの群落(コナラ)	S53.3.24																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 大沼	豊根村	15.13 [15.13]	—	15.13	① ④	落葉広葉樹林(ナ, ナギ)	S53.3.24																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 白鳥山	設楽町	5.71 [5.71]	7.90	13.61	② ④	岩嶽地特有の植生及び特異地質(水晶, コナラ)	S54.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 茅原沢	岡崎市	—	14.36	14.36	④	落葉広葉樹林(ヒメヤブ, ナギ)	S99.3.28																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 岩町田圃地	武豊町	1.13 [1.13]	0.10	1.23	④	湿地植物群落等(シロハナギ, ナギ)	H11.2.26																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 山中八幡宮	岡崎市	1.55 [1.55]	3.95	5.50	④	常緑広葉樹林(ナギ, ナギ)	H16.2.27																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 海上の森	瀬戸市	48.60 [10.94]	79.25	127.85	①	沿岸養殖地の植生等(シロコナラ, ナギ)	H18.3.24																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 東谷山	名古屋市長谷山	12.40 [12.40]	15.27	27.67	④	常緑広葉樹林(ナギ)等, 湿地の植生(シロコナラ等)	H22.4.2																																																																																																																																																																																																																																																																															
あひのや 岩山	豊根村	3.36	—	3.36	④	三河山間部の天然林(ヒメヤブ等)	H22.4.2																																																																																																																																																																																																																																																																															
計 15地域	13市町村	108.18 [54.33]	183.93	292.11	要件 ① 優れた天然林(10ha以上) ② 特異な地形, 地質(1ha以上) ③ 自然環境が優れた状態を維持している海岸, 湖沼, 河川, 灌原等(1ha以上) ④ 野生動物等の生息地, 自生地(1ha以上)																																																																																																																																																																																																																																																																																	

新	旧	改訂理由																																				
<p>(3) 重要な種・群落及び注目すべき生息地に関する法令・文献</p> <p>(a) 全国的な観点による重要な種・群落及び注目すべき生息地に関する法令・文献 全国的レベルの学術上又は希少性の観点から、重要な種・群落及び注目すべき生息地を抽出するにあたっては、表 2.12～表 2.13 に示す法令又は文献等が参考となる。</p> <p style="text-align: center;">表 2.12 重要な種・群落に関する法令・文献（全国的な観点）</p> <table border="1" data-bbox="192 703 1127 1753"> <thead> <tr> <th>文献又は法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)</td> <td>・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物及び植物</td> </tr> <tr> <td>絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)</td> <td>・種の保存法該当種(動物及び植物に係るもの) ①国内稀少野生動物種 ②緊急指定種</td> </tr> <tr> <td>自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)</td> <td>・指定植物(当該自然公園の特別保護区域内に生育している植物を対象、自然公園ごとに設定されている)</td> </tr> <tr> <td>改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック(2014 年環境省) ①哺乳類 ②鳥類 ③爬虫類・両生類 ④汽水・淡水魚類 ⑤昆虫類 ⑥貝類 ⑦その他無脊椎動物 レッドリストの見直しについて 哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物(2020 年環境省)</td> <td>・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足</td> </tr> <tr> <td>改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック(2014 年環境省) ⑧植物Ⅰ ⑨植物Ⅱ レッドリストの見直しについて 植物Ⅰ、植物Ⅱ(2020 年環境省)</td> <td>・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足</td> </tr> <tr> <td>植物群落レッドデータブック(1996 年(財)日本自然保護協会)</td> <td>・保護上重要群落として選定された植物群落 ①原生自然としての価値 ②二次的自然としての価値 ③保護上重要な種のハビタットとしての価値</td> </tr> <tr> <td>我が国における保護上重要な植物の現状(1989 年、我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会)</td> <td>・絶滅が危惧されている植物種</td> </tr> <tr> <td>特定植物群落調査報告書 -第二回自然環境保全基礎調査(昭和 54 年環境庁) -第三回自然環境保全基礎調査(昭和 63 年環境庁) -第五回特定植物群落調査報告書(平成 12 年環境庁)</td> <td>・特定植物群落 ※特定植物群落は、保護対策検討の基礎資料として植物群落の地域特性を踏まえて選定されたものであり、重要な群落以外の植物も含まれる。他の選定基準の考え方も踏まえて参考にする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和 6 年 10 月調べ)</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法 p.13-1-20-21, 平成 25 年, 道路環境研究所</p>	文献又は法律名	選定基準となる区分	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物及び植物	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・種の保存法該当種(動物及び植物に係るもの) ①国内稀少野生動物種 ②緊急指定種	自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)	・指定植物(当該自然公園の特別保護区域内に生育している植物を対象、自然公園ごとに設定されている)	改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック(2014 年環境省) ①哺乳類 ②鳥類 ③爬虫類・両生類 ④汽水・淡水魚類 ⑤昆虫類 ⑥貝類 ⑦その他無脊椎動物 レッドリストの見直しについて 哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物(2020 年環境省)	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足	改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック(2014 年環境省) ⑧植物Ⅰ ⑨植物Ⅱ レッドリストの見直しについて 植物Ⅰ、植物Ⅱ(2020 年環境省)	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足	植物群落レッドデータブック(1996 年(財)日本自然保護協会)	・保護上重要群落として選定された植物群落 ①原生自然としての価値 ②二次的自然としての価値 ③保護上重要な種のハビタットとしての価値	我が国における保護上重要な植物の現状(1989 年、我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会)	・絶滅が危惧されている植物種	特定植物群落調査報告書 -第二回自然環境保全基礎調査(昭和 54 年環境庁) -第三回自然環境保全基礎調査(昭和 63 年環境庁) -第五回特定植物群落調査報告書(平成 12 年環境庁)	・特定植物群落 ※特定植物群落は、保護対策検討の基礎資料として植物群落の地域特性を踏まえて選定されたものであり、重要な群落以外の植物も含まれる。他の選定基準の考え方も踏まえて参考にする。	<p>(3) 重要な種・群落及び注目すべき生息地に関する法令・文献</p> <p>(a) 全国的な観点による重要な種・群落及び注目すべき生息地に関する法令・文献 全国的レベルの学術上又は希少性の観点から、重要な種・群落及び注目すべき生息地を抽出するにあたっては、表 2.12～表 2.13 に示す法令又は文献等が参考となる。</p> <p style="text-align: center;">表 2.12 重要な種・群落に関する法令・文献（全国的な観点）</p> <table border="1" data-bbox="1261 682 2196 1711"> <thead> <tr> <th>文献又は法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)</td> <td>・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物及び植物</td> </tr> <tr> <td>絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)</td> <td>・種の保存法該当種(動物及び植物に係るもの) ①国内稀少野生動物種 ②緊急指定種</td> </tr> <tr> <td>自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)</td> <td>・指定植物(当該自然公園の特別保護区域内に生育している植物を対象、自然公園ごとに設定されている)</td> </tr> <tr> <td>改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック ①哺乳類(2002 年環境省) ②鳥類(2002 年環境省) ③爬虫類・両生類(2000 年環境庁) ④汽水・淡水魚類(2003 年環境省) ⑤昆虫類(2006 年環境省) ⑥陸・淡水産貝類(2005 年環境省) ⑦クモ形類・甲殻類等(2006 年環境省) レッドリストの見直しについて 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類(2007 年環境省) 鳥類、爬虫類、両生類、その他無脊椎動物(2006 年環境省)</td> <td>・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足</td> </tr> <tr> <td>改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック ⑧植物Ⅰ(2000 年環境庁) ⑨植物Ⅱ(2000 年環境庁) レッドリストの見直しについて 植物Ⅰ、植物Ⅱ(2007 年環境省)</td> <td>・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足</td> </tr> <tr> <td>植物群落レッドデータブック(1996 年(財)日本自然保護協会)</td> <td>・保護上重要群落として選定された植物群落 ①原生自然としての価値 ②二次的自然としての価値 ③保護上重要な種のハビタットとしての価値</td> </tr> <tr> <td>我が国における保護上重要な植物の現状(1989 年我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会)</td> <td>・絶滅が危惧されている植物種</td> </tr> <tr> <td>特定植物群落調査報告書 -第二回自然環境保全基礎調査(昭和 54 年環境庁) -第三回自然環境保全基礎調査(昭和 63 年環境庁) -第五回自然環境保全基礎調査(平成 12 年環境庁)</td> <td>・特定植物群落 ※特定植物群落は、保護対策検討の基礎資料として植物群落の地域特性を踏まえて選定されたものであり、重要な群落以外の植物も含まれる。他の選定基準の考え方も踏まえて参考にする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成 23 年 3 月調べ)</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第 3 巻, pp.190-193, 平成 19 年, (財)道路環境研究所</p>	文献又は法律名	選定基準となる区分	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物及び植物	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・種の保存法該当種(動物及び植物に係るもの) ①国内稀少野生動物種 ②緊急指定種	自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)	・指定植物(当該自然公園の特別保護区域内に生育している植物を対象、自然公園ごとに設定されている)	改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック ①哺乳類(2002 年環境省) ②鳥類(2002 年環境省) ③爬虫類・両生類(2000 年環境庁) ④汽水・淡水魚類(2003 年環境省) ⑤昆虫類(2006 年環境省) ⑥陸・淡水産貝類(2005 年環境省) ⑦クモ形類・甲殻類等(2006 年環境省) レッドリストの見直しについて 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類(2007 年環境省) 鳥類、爬虫類、両生類、その他無脊椎動物(2006 年環境省)	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足	改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック ⑧植物Ⅰ(2000 年環境庁) ⑨植物Ⅱ(2000 年環境庁) レッドリストの見直しについて 植物Ⅰ、植物Ⅱ(2007 年環境省)	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足	植物群落レッドデータブック(1996 年(財)日本自然保護協会)	・保護上重要群落として選定された植物群落 ①原生自然としての価値 ②二次的自然としての価値 ③保護上重要な種のハビタットとしての価値	我が国における保護上重要な植物の現状(1989 年我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会)	・絶滅が危惧されている植物種	特定植物群落調査報告書 -第二回自然環境保全基礎調査(昭和 54 年環境庁) -第三回自然環境保全基礎調査(昭和 63 年環境庁) -第五回自然環境保全基礎調査(平成 12 年環境庁)	・特定植物群落 ※特定植物群落は、保護対策検討の基礎資料として植物群落の地域特性を踏まえて選定されたものであり、重要な群落以外の植物も含まれる。他の選定基準の考え方も踏まえて参考にする。	<p style="text-align: center;">引用文献の改訂に伴い変更</p>
文献又は法律名	選定基準となる区分																																					
文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物及び植物																																					
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・種の保存法該当種(動物及び植物に係るもの) ①国内稀少野生動物種 ②緊急指定種																																					
自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)	・指定植物(当該自然公園の特別保護区域内に生育している植物を対象、自然公園ごとに設定されている)																																					
改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック(2014 年環境省) ①哺乳類 ②鳥類 ③爬虫類・両生類 ④汽水・淡水魚類 ⑤昆虫類 ⑥貝類 ⑦その他無脊椎動物 レッドリストの見直しについて 哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物(2020 年環境省)	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足																																					
改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック(2014 年環境省) ⑧植物Ⅰ ⑨植物Ⅱ レッドリストの見直しについて 植物Ⅰ、植物Ⅱ(2020 年環境省)	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足																																					
植物群落レッドデータブック(1996 年(財)日本自然保護協会)	・保護上重要群落として選定された植物群落 ①原生自然としての価値 ②二次的自然としての価値 ③保護上重要な種のハビタットとしての価値																																					
我が国における保護上重要な植物の現状(1989 年、我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会)	・絶滅が危惧されている植物種																																					
特定植物群落調査報告書 -第二回自然環境保全基礎調査(昭和 54 年環境庁) -第三回自然環境保全基礎調査(昭和 63 年環境庁) -第五回特定植物群落調査報告書(平成 12 年環境庁)	・特定植物群落 ※特定植物群落は、保護対策検討の基礎資料として植物群落の地域特性を踏まえて選定されたものであり、重要な群落以外の植物も含まれる。他の選定基準の考え方も踏まえて参考にする。																																					
文献又は法律名	選定基準となる区分																																					
文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物及び植物																																					
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	・種の保存法該当種(動物及び植物に係るもの) ①国内稀少野生動物種 ②緊急指定種																																					
自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)	・指定植物(当該自然公園の特別保護区域内に生育している植物を対象、自然公園ごとに設定されている)																																					
改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック ①哺乳類(2002 年環境省) ②鳥類(2002 年環境省) ③爬虫類・両生類(2000 年環境庁) ④汽水・淡水魚類(2003 年環境省) ⑤昆虫類(2006 年環境省) ⑥陸・淡水産貝類(2005 年環境省) ⑦クモ形類・甲殻類等(2006 年環境省) レッドリストの見直しについて 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類(2007 年環境省) 鳥類、爬虫類、両生類、その他無脊椎動物(2006 年環境省)	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足																																					
改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック ⑧植物Ⅰ(2000 年環境庁) ⑨植物Ⅱ(2000 年環境庁) レッドリストの見直しについて 植物Ⅰ、植物Ⅱ(2007 年環境省)	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生動物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足																																					
植物群落レッドデータブック(1996 年(財)日本自然保護協会)	・保護上重要群落として選定された植物群落 ①原生自然としての価値 ②二次的自然としての価値 ③保護上重要な種のハビタットとしての価値																																					
我が国における保護上重要な植物の現状(1989 年我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会)	・絶滅が危惧されている植物種																																					
特定植物群落調査報告書 -第二回自然環境保全基礎調査(昭和 54 年環境庁) -第三回自然環境保全基礎調査(昭和 63 年環境庁) -第五回自然環境保全基礎調査(平成 12 年環境庁)	・特定植物群落 ※特定植物群落は、保護対策検討の基礎資料として植物群落の地域特性を踏まえて選定されたものであり、重要な群落以外の植物も含まれる。他の選定基準の考え方も踏まえて参考にする。																																					

新	旧	改訂理由																																																		
<p>表 2.13 注目すべき生息地に関する法令（全国的な観点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）</td> <td>・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物の生息地</td> </tr> <tr> <td>特に水鳥の生息地として国際的重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年9月22日条約第28号）</td> <td>・指定湿地</td> </tr> <tr> <td>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成4年6月5日法律第75号）</td> <td>・生息地等保護区（動物に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）（平成4年9月28日条約第7号）</td> <td>・世界遺産条約で登録されている世界遺産のうち、世界遺産委員会が定める自然遺産の登録基準に該当するもの</td> </tr> <tr> <td>日本の重要湿地500（平成13年12月、環境省）</td> <td>・指定湿地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（令和6年10月調べ）</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法 p.13-1-18-19, 平成25年, 道路環境研究室</p> <p>(b) 地域的な観点による重要な種・群落及び注目すべき生息地に関する法令・文献 愛知県レベルの学術上又は希少性の観点から、重要な種・群落及び注目すべき生息地を抽出するにあたっては、表 2.14～表 2.15 に示す法令又は文献等が参考となる。</p> <p>表 2.14 重要な種・群落に関する法令・文献（地域的な観点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文献又は法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県文化財保護条例（昭和30年4月1日法律第6号）</td> <td>・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物種、植物種又は植物群落</td> </tr> <tr> <td>市町村の文化財保護条例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第3号）</td> <td>・「自然環境の破壊の防止等のための助言又は助言基準」（平成13年3月）で定められている植物群落</td> </tr> <tr> <td>レッドデータブックあいち 2020 動物編（令和2年3月愛知県環境局環境政策部自然環境課）</td> <td>・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足</td> </tr> <tr> <td>レッドデータブックあいち 2020 植物編（令和2年3月愛知県環境局環境政策部自然環境課）</td> <td>・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足</td> </tr> <tr> <td>レッドデータブックなごや 2015（平成27年4月名古屋環境局環境活動推進課）</td> <td>・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（令和6年10月調べ）</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法, p.13-1-21, 平成25年, 道路環境研究室</p>	法律名	選定基準となる区分	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物の生息地	特に水鳥の生息地として国際的重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年9月22日条約第28号）	・指定湿地	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成4年6月5日法律第75号）	・生息地等保護区（動物に係るもの）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）（平成4年9月28日条約第7号）	・世界遺産条約で登録されている世界遺産のうち、世界遺産委員会が定める自然遺産の登録基準に該当するもの	日本の重要湿地500（平成13年12月、環境省）	・指定湿地	文献又は法律名	選定基準となる区分	愛知県文化財保護条例（昭和30年4月1日法律第6号）	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物種、植物種又は植物群落	市町村の文化財保護条例		自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第3号）	・「自然環境の破壊の防止等のための助言又は助言基準」（平成13年3月）で定められている植物群落	レッドデータブックあいち 2020 動物編（令和2年3月愛知県環境局環境政策部自然環境課）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足	レッドデータブックあいち 2020 植物編（令和2年3月愛知県環境局環境政策部自然環境課）	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足	レッドデータブックなごや 2015（平成27年4月名古屋環境局環境活動推進課）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足	<p>表 2.13 注目すべき生息地に関する法令（全国的な観点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文献又は法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）</td> <td>・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物の生息地</td> </tr> <tr> <td>特に水鳥の生息地として国際的重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年9月22日条約第28号）</td> <td>・指定湿地</td> </tr> <tr> <td>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成4年6月5日法律第75号）</td> <td>・生息地等保護区（動物に係るもの）</td> </tr> <tr> <td>世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）（平成4年9月28日条約第7号）</td> <td>・世界遺産条約で登録されている世界遺産のうち、世界遺産委員会が定める自然遺産の登録基準に該当するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（平成23年3月調べ）</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第3巻, p.191, 平成19年, (財)道路環境研究所</p> <p>(b) 地域的な観点による重要な種・群落及び注目すべき生息地に関する法令・文献 愛知県レベルの学術上又は希少性の観点から、重要な種・群落及び注目すべき生息地を抽出するにあたっては、表 2.14～表 2.15 に示す法令又は文献等が参考となる。</p> <p>表 2.14 重要な種・群落に関する法令・文献（地域的な観点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文献又は法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県文化財保護条例（昭和30年4月1日法律第6号）</td> <td>・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物種、植物種又は植物群落</td> </tr> <tr> <td>市町村の文化財保護条例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第3号）</td> <td>・「自然環境の破壊の防止等のための助言・助言基準」（昭和49年5月）で定められている植物群落</td> </tr> <tr> <td>レッドデータブックあいち 2009 動物編（平成21年3月愛知県環境部自然環境課）</td> <td>・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足</td> </tr> <tr> <td>レッドデータブックあいち 2009 植物編（平成21年3月愛知県環境部自然環境課）</td> <td>・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧</td> </tr> <tr> <td>レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺-（平成22年10月名古屋環境局環境都市推進部）</td> <td>・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（平成23年3月調べ）</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第3巻, p.194, 平成19年, (財)道路環境研究所</p>	文献又は法律名	選定基準となる区分	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物の生息地	特に水鳥の生息地として国際的重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年9月22日条約第28号）	・指定湿地	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成4年6月5日法律第75号）	・生息地等保護区（動物に係るもの）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）（平成4年9月28日条約第7号）	・世界遺産条約で登録されている世界遺産のうち、世界遺産委員会が定める自然遺産の登録基準に該当するもの	文献又は法律名	選定基準となる区分	愛知県文化財保護条例（昭和30年4月1日法律第6号）	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物種、植物種又は植物群落	市町村の文化財保護条例		自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第3号）	・「自然環境の破壊の防止等のための助言・助言基準」（昭和49年5月）で定められている植物群落	レッドデータブックあいち 2009 動物編（平成21年3月愛知県環境部自然環境課）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足	レッドデータブックあいち 2009 植物編（平成21年3月愛知県環境部自然環境課）	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧	レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺-（平成22年10月名古屋環境局環境都市推進部）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足	<p>引用文献の改訂に伴い変更</p>
法律名	選定基準となる区分																																																			
文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物の生息地																																																			
特に水鳥の生息地として国際的重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年9月22日条約第28号）	・指定湿地																																																			
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成4年6月5日法律第75号）	・生息地等保護区（動物に係るもの）																																																			
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）（平成4年9月28日条約第7号）	・世界遺産条約で登録されている世界遺産のうち、世界遺産委員会が定める自然遺産の登録基準に該当するもの																																																			
日本の重要湿地500（平成13年12月、環境省）	・指定湿地																																																			
文献又は法律名	選定基準となる区分																																																			
愛知県文化財保護条例（昭和30年4月1日法律第6号）	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物種、植物種又は植物群落																																																			
市町村の文化財保護条例																																																				
自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第3号）	・「自然環境の破壊の防止等のための助言又は助言基準」（平成13年3月）で定められている植物群落																																																			
レッドデータブックあいち 2020 動物編（令和2年3月愛知県環境局環境政策部自然環境課）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足																																																			
レッドデータブックあいち 2020 植物編（令和2年3月愛知県環境局環境政策部自然環境課）	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足																																																			
レッドデータブックなごや 2015（平成27年4月名古屋環境局環境活動推進課）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足																																																			
文献又は法律名	選定基準となる区分																																																			
文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）	・特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定された動物の生息地																																																			
特に水鳥の生息地として国際的重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年9月22日条約第28号）	・指定湿地																																																			
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成4年6月5日法律第75号）	・生息地等保護区（動物に係るもの）																																																			
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）（平成4年9月28日条約第7号）	・世界遺産条約で登録されている世界遺産のうち、世界遺産委員会が定める自然遺産の登録基準に該当するもの																																																			
文献又は法律名	選定基準となる区分																																																			
愛知県文化財保護条例（昭和30年4月1日法律第6号）	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物種、植物種又は植物群落																																																			
市町村の文化財保護条例																																																				
自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第3号）	・「自然環境の破壊の防止等のための助言・助言基準」（昭和49年5月）で定められている植物群落																																																			
レッドデータブックあいち 2009 動物編（平成21年3月愛知県環境部自然環境課）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④地域個体群 ⑤情報不足																																																			
レッドデータブックあいち 2009 植物編（平成21年3月愛知県環境部自然環境課）	・絶滅のおそれのある植物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧																																																			
レッドデータブックなごや 2010-2004 年版補遺-（平成22年10月名古屋環境局環境都市推進部）	・絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 ①絶滅危惧Ⅰ類 ②絶滅危惧Ⅱ類 ③準絶滅危惧 ④情報不足																																																			

道路構造の手引き改定対照表

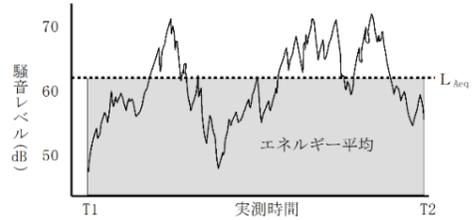
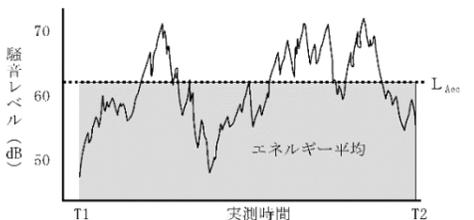
第9編 環境
9-18

新	旧	改訂理由														
<p style="text-align: center;">表 2.15 注目すべき生息地に関する法令（地域的な観点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県文化財保護条例 (昭和30年4月1日条例第6号)</td> <td rowspan="2">・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物の生息地</td> </tr> <tr> <td>市町村の文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 (昭和48年3月30日条例第3号)</td> <td>・「自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告基準」 (平成13年3月)で定められている個体の野生動物 生息地又は繁殖地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和6年10月調べ)</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版), p.13-1-20, 平成25年3月, 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所</p> <p>(c) レッドリストとレッドデータブックの関係 レッドリストとレッドデータブックは、概ね10年ごとに改訂されている。 全面改訂版として最後に作成されたものは、平成24(2012)年から平成25(2013)年に公表された「第4次レッドリスト」であり、現在出版されている最新のレッドデータブックである「レッドデータブック2014」は、第4次レッドリストの解説として作成されたものである。 第4次レッドリストは平成27(2015)年より必要な箇所を随時見直ししており、最新のレッドリストは令和2(2020)年に公表された「レッドリスト2020」である。</p>	法律名	選定基準となる区分	愛知県文化財保護条例 (昭和30年4月1日条例第6号)	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物の生息地	市町村の文化財保護条例	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 (昭和48年3月30日条例第3号)	・「自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告基準」 (平成13年3月)で定められている個体の野生動物 生息地又は繁殖地	<p style="text-align: center;">表 2.15 注目すべき生息地に関する法令（地域的な観点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文献又は法律名</th> <th>選定基準となる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県文化財保護条例 (昭和30年4月1日条例第6号)</td> <td rowspan="2">・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物の生息地</td> </tr> <tr> <td>市町村の文化財保護条例</td> </tr> <tr> <td>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 (昭和48年3月30日条例第3号)</td> <td>・「自然環境の破壊の防止等のための勧告・助言基準」(昭和49年5月)で定められている個体の野生動物生息地 又は繁殖地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成23年3月調べ)</p> <p>【参考】道路環境影響評価の技術手法2007改訂版 第3巻, p.192, 平成19年, (財)道路環境研究所</p>	文献又は法律名	選定基準となる区分	愛知県文化財保護条例 (昭和30年4月1日条例第6号)	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物の生息地	市町村の文化財保護条例	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 (昭和48年3月30日条例第3号)	・「自然環境の破壊の防止等のための勧告・助言基準」(昭和49年5月)で定められている個体の野生動物生息地 又は繁殖地	<p style="text-align: center;">引用文献の改訂に伴い変更 レッドリストとレッドデータブックの関係 について補足</p>
法律名	選定基準となる区分															
愛知県文化財保護条例 (昭和30年4月1日条例第6号)	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物の生息地															
市町村の文化財保護条例																
自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 (昭和48年3月30日条例第3号)	・「自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告基準」 (平成13年3月)で定められている個体の野生動物 生息地又は繁殖地															
文献又は法律名	選定基準となる区分															
愛知県文化財保護条例 (昭和30年4月1日条例第6号)	・文化財保護法に準ずる区分に該当する動物の生息地															
市町村の文化財保護条例																
自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 (昭和48年3月30日条例第3号)	・「自然環境の破壊の防止等のための勧告・助言基準」(昭和49年5月)で定められている個体の野生動物生息地 又は繁殖地															

新	旧	改訂理由																																																							
<p>3. 参考資料</p> <p>本章では、生活環境や自然環境に関する基礎知識、予測事例のほか、比較的取り組みの多い環境保全対策事例を参考資料として掲載した。なお、できる限りの最新知見を紹介するが、環境保全対策は時代の要請に合わせて日々研究が進み、最新の知見が導入されていることから、参考資料として掲載することと、採用に当たっては最新の知見を参照されたい。</p> <p>3.1 騒音</p> <p>3.1.1 騒音とは</p> <p>騒音とは、「好ましくない音」の総称である。音は、空気を振動させながら伝わっていく。音の大きさは音圧レベルで表し、単位は「デシベル(dB)」が用いられる。</p> <p>音の性質としては、主に以下の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 音は波の性質を持っている。 音は遠く離れると小さく聞こえる(距離減衰)。 音源と受音点の間に壁等の障害物がある場合、音は遮蔽されて小さくなるが、壁を回りこみ(回折)伝わる。 <div data-bbox="252 972 1077 1766" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表 3.1 身近な音の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">騒音の目安</th> </tr> <tr> <th>都心・近郊</th> <th>地方都市・山村部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">等価騒音レベル(L_{eq})</td> <td>90dB～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80dB～</td> <td>パチンコ店内 ゲームセンター店内</td> <td>パチンコ店内 ゲームセンター店内</td> </tr> <tr> <td>70dB～</td> <td>航空機の機内 地下鉄の車内 駅の声 在来鉄道の車内 主要幹線道路周辺(昼間)</td> <td>航空機の機内 在来鉄道の車内 駅の声 幹線道路周辺(昼間)</td> </tr> <tr> <td>60dB～</td> <td>新幹線の車内 バスの車内 コーヒーショップの店内 ファミリーレストランの店内 博物館の館内</td> <td>新幹線の車内 バスの車内 ファミリーレストランの店内 一般道路周辺(夜間) 博物館の館内</td> </tr> <tr> <td>50dB～</td> <td>銀行の窓口周辺 役所の窓口周辺 書店の店内 高層住宅地域(昼間)</td> <td>海辺 郵便局の窓口周辺 役場の窓口周辺 書店の店内</td> </tr> <tr> <td>40dB～</td> <td>美術館の館内 公園(昼間) 戸建住宅地(昼間) 図書館の館内 高層住宅地域(夜間)</td> <td>町の戸建住宅地(昼間) 公園(昼間) 図書館の館内</td> </tr> <tr> <td>30dB～</td> <td>戸建住宅地(夜間) ホテルの室内</td> <td>山村の田畑 町の戸建住宅地(夜間) 山間の戸建住宅地(昼間)</td> </tr> <tr> <td>～30dB</td> <td></td> <td>山間の戸建住宅地(夜間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】環境省ホームページ,騒音の目安について,全国環境研協議会 騒音小委員会 (https://www.env.go.jp/air/ippan/)</p> </div>			騒音の目安		都心・近郊	地方都市・山村部	等価騒音レベル(L _{eq})	90dB～			80dB～	パチンコ店内 ゲームセンター店内	パチンコ店内 ゲームセンター店内	70dB～	航空機の機内 地下鉄の車内 駅の声 在来鉄道の車内 主要幹線道路周辺(昼間)	航空機の機内 在来鉄道の車内 駅の声 幹線道路周辺(昼間)	60dB～	新幹線の車内 バスの車内 コーヒーショップの店内 ファミリーレストランの店内 博物館の館内	新幹線の車内 バスの車内 ファミリーレストランの店内 一般道路周辺(夜間) 博物館の館内	50dB～	銀行の窓口周辺 役所の窓口周辺 書店の店内 高層住宅地域(昼間)	海辺 郵便局の窓口周辺 役場の窓口周辺 書店の店内	40dB～	美術館の館内 公園(昼間) 戸建住宅地(昼間) 図書館の館内 高層住宅地域(夜間)	町の戸建住宅地(昼間) 公園(昼間) 図書館の館内	30dB～	戸建住宅地(夜間) ホテルの室内	山村の田畑 町の戸建住宅地(夜間) 山間の戸建住宅地(昼間)	～30dB		山間の戸建住宅地(夜間)	<p>3. 参考資料</p> <p>本章では、生活環境や自然環境に関する基礎知識、予測事例のほか、比較的取り組みの多い環境保全対策事例を参考資料として掲載した。環境保全対策を検討するにあたって、参考とされたい。</p> <p>3.1 騒音</p> <p>3.1.1 騒音とは</p> <p>騒音とは、「好ましくない音」の総称である。音は、空気を振動させながら伝わっていく。音の大きさは音圧レベルで表し、単位は「デシベル(dB)」が用いられる。</p> <p>音の性質としては、主に以下の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 音は波の性質を持っている。 音は遠く離れると小さく聞こえる(距離減衰)。 音源と受音点の間に壁等の障害物がある場合、音は遮蔽されて小さくなるが、壁を回りこみ(回折)伝わる。 <div data-bbox="1469 909 1973 1514" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表 3.1 身近な音の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>騒音の大きさ(dB)</th> <th>目 安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>飛行機のエンジンの近く</td> </tr> <tr> <td>110</td> <td>自動車の警笛(前方2m) リベット打ち</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>電車が通る時のガードの下</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>騒々しい工場内 犬の鳴き声(正面5m) カラオケ(店内客席中央)</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>地下鉄の車内 ピアノ(正面1m, バイエル104番)</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>ステレオ(正面1m, 夜間) 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>静かな乗用車 普通の会話</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>静かな事務所の中 クーラー(室外, 始動時)</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>市内の深夜 図書館の中 静かな住宅地の昼</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>郊外の深夜 ささやき声</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】愛知県環境調査センターホームページ(http://www.pref.aichi.jp/kankyo-c/index.html)</p> </div>	騒音の大きさ(dB)	目 安	120	飛行機のエンジンの近く	110	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち	100	電車が通る時のガードの下	90	騒々しい工場内 犬の鳴き声(正面5m) カラオケ(店内客席中央)	80	地下鉄の車内 ピアノ(正面1m, バイエル104番)	70	ステレオ(正面1m, 夜間) 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	60	静かな乗用車 普通の会話	50	静かな事務所の中 クーラー(室外, 始動時)	40	市内の深夜 図書館の中 静かな住宅地の昼	30	郊外の深夜 ささやき声	20	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)	<p style="text-align: center;">引用文献の改訂に伴い変更 「3.参考資料」の位置づけを明記</p>
			騒音の目安																																																						
		都心・近郊	地方都市・山村部																																																						
等価騒音レベル(L _{eq})	90dB～																																																								
	80dB～	パチンコ店内 ゲームセンター店内	パチンコ店内 ゲームセンター店内																																																						
	70dB～	航空機の機内 地下鉄の車内 駅の声 在来鉄道の車内 主要幹線道路周辺(昼間)	航空機の機内 在来鉄道の車内 駅の声 幹線道路周辺(昼間)																																																						
	60dB～	新幹線の車内 バスの車内 コーヒーショップの店内 ファミリーレストランの店内 博物館の館内	新幹線の車内 バスの車内 ファミリーレストランの店内 一般道路周辺(夜間) 博物館の館内																																																						
	50dB～	銀行の窓口周辺 役所の窓口周辺 書店の店内 高層住宅地域(昼間)	海辺 郵便局の窓口周辺 役場の窓口周辺 書店の店内																																																						
	40dB～	美術館の館内 公園(昼間) 戸建住宅地(昼間) 図書館の館内 高層住宅地域(夜間)	町の戸建住宅地(昼間) 公園(昼間) 図書館の館内																																																						
	30dB～	戸建住宅地(夜間) ホテルの室内	山村の田畑 町の戸建住宅地(夜間) 山間の戸建住宅地(昼間)																																																						
	～30dB		山間の戸建住宅地(夜間)																																																						
	騒音の大きさ(dB)	目 安																																																							
	120	飛行機のエンジンの近く																																																							
110	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち																																																								
100	電車が通る時のガードの下																																																								
90	騒々しい工場内 犬の鳴き声(正面5m) カラオケ(店内客席中央)																																																								
80	地下鉄の車内 ピアノ(正面1m, バイエル104番)																																																								
70	ステレオ(正面1m, 夜間) 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭																																																								
60	静かな乗用車 普通の会話																																																								
50	静かな事務所の中 クーラー(室外, 始動時)																																																								
40	市内の深夜 図書館の中 静かな住宅地の昼																																																								
30	郊外の深夜 ささやき声																																																								
20	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)																																																								

道路構造の手引き改定対照表

第9編 環境
9-22

新	旧	改訂理由																																				
<p>3.1.2 騒音予測</p> <p>騒音予測の標準的な手法は(社)日本音響学会の ASJ RTN-Model 2023 である。ASJ RTN-Model 2023 はエネルギーベースの予測方法であり、騒音に係る環境基準の評価量である等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測計算する方法である。予測に必要なデータは道路条件(道路構造, 幅員構成, 車線数, 路面高さ), 交通条件(時間別の交通量, 大型車混入率, 走行速度)である。</p> <p>以下, 予測手法の基本的事項について紹介する。</p> <p>等価騒音レベルL_{Aeq}とは</p> <p>L_{Aeq}は, 実測時間内のA特性音圧レベル(騒音レベル)をエネルギー的に平均した値である。</p>  <p>A特性とは</p> <p>人間の耳の音の聞こえ方(聴覚, 聴感)は, 周波数帯により違い, 低周波と高周波の感度が悪く, 4,000kHz付近の音に対して最も感度が良い。人間の耳が聞きとりにくい周波数の音の評価を下げて, 人間の感覚に合うように行う聴感補正をA特性という。</p> <p>L_{Aeq}とL₅₀とは</p> <p>騒音評価手法としてのL₅₀とL_{Aeq}との一般的特性を比較すると次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="207 1291 1053 1785"> <thead> <tr> <th></th> <th>L_{Aeq}</th> <th>L₅₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的特性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 騒音のエネルギー平均値(dB表示値) 突発的, 間欠的な音に影響される。(時間的, 空間的安定性は高くない=感度が高い。) 騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルの中央値 突発的, 間欠的な音に影響されにくい。(時間的, 空間的安定性が高い=感度が低い。) 騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。 また, 異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。 </td> </tr> <tr> <td>住民反応との関係</td> <td>間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。</td> <td>L_{Aeq}と比較すれば, 間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため, 住民反応との相関はあまりよくない。</td> </tr> <tr> <td>予測</td> <td>騒音のエネルギーを時間平均したものであるため, 予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。</td> <td>騒音分布に左右されるので, 厳密には, 予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし, 経験式による予測の実績はあり)</td> </tr> <tr> <td>測定</td> <td>騒音レベルの変動に敏感な指標であるため, 変動が大きい場合には, ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)</td> <td>比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。</td> </tr> <tr> <td>国際的動向</td> <td>国際的に多くの国や機関で採用されており, 国際的なデータの比較が非常に容易。</td> <td>国際的にはほとんど使用されていないので, 国際的なデータの比較が難しい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】騒音の評価手法等の在り方について(答申), 平成10年, 中央環境審議会</p>		L _{Aeq}	L ₅₀	基本的特性	<ul style="list-style-type: none"> 騒音のエネルギー平均値(dB表示値) 突発的, 間欠的な音に影響される。(時間的, 空間的安定性は高くない=感度が高い。) 騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルの中央値 突発的, 間欠的な音に影響されにくい。(時間的, 空間的安定性が高い=感度が低い。) 騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。 また, 異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。 	住民反応との関係	間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。	L _{Aeq} と比較すれば, 間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため, 住民反応との相関はあまりよくない。	予測	騒音のエネルギーを時間平均したものであるため, 予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。	騒音分布に左右されるので, 厳密には, 予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし, 経験式による予測の実績はあり)	測定	騒音レベルの変動に敏感な指標であるため, 変動が大きい場合には, ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)	比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。	国際的動向	国際的に多くの国や機関で採用されており, 国際的なデータの比較が非常に容易。	国際的にはほとんど使用されていないので, 国際的なデータの比較が難しい。	<p>3.1.2 騒音予測</p> <p>騒音予測の標準的な手法は(社)日本音響学会の ASJ RTN-Model 2008 である。ASJ RTN-Model 2008 はエネルギーベースの予測方法であり、騒音に係る環境基準の評価量である等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測計算する方法である。予測に必要なデータは道路条件(道路構造, 幅員構成, 車線数, 路面高さ), 交通条件(時間別の交通量, 大型車混入率, 走行速度)である。</p> <p>以下, 予測手法の基本的事項について紹介する。</p> <p>等価騒音レベルL_{Aeq}とは</p> <p>L_{Aeq}は, 実測時間内のA特性音圧レベル(騒音レベル)をエネルギー的に平均した値である。</p>  <p>A特性とは</p> <p>人間の耳の音の聞こえ方(聴覚, 聴感)は, 周波数帯により違い, 低周波と高周波の感度が悪く, 4,000kHz付近の音に対して最も感度が良い。人間の耳が聞きとりにくい周波数の音の評価を下げて, 人間の感覚に合うように行う聴感補正をA特性という。</p> <p>L_{Aeq}とL₅₀とは</p> <p>騒音評価手法としてのL₅₀とL_{Aeq}との一般的特性を比較すると次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1291 1291 2136 1785"> <thead> <tr> <th></th> <th>L_{Aeq}</th> <th>L₅₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的特性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 騒音のエネルギー平均値(dB表示値) 突発的, 間欠的な音に影響される。(時間的, 空間的安定性は高くない=感度が高い。) 騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルの中央値 突発的, 間欠的な音に影響されにくい。(時間的, 空間的安定性が高い=感度が低い。) 騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。 また, 異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。 </td> </tr> <tr> <td>住民反応との関係</td> <td>間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。</td> <td>L_{Aeq}と比較すれば, 間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため, 住民反応との相関はあまりよくない。</td> </tr> <tr> <td>予測</td> <td>騒音のエネルギーを時間平均したものであるため, 予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。</td> <td>騒音分布に左右されるので, 厳密には, 予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし, 経験式による予測の実績はあり)</td> </tr> <tr> <td>測定</td> <td>騒音レベルの変動に敏感な指標であるため, 変動が大きい場合には, ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)</td> <td>比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。</td> </tr> <tr> <td>国際的動向</td> <td>国際的に多くの国や機関で採用されており, 国際的なデータの比較が非常に容易。</td> <td>国際的にはほとんど使用されていないので, 国際的なデータの比較が難しい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】騒音の評価手法等の在り方について(答申), 平成10年, 中央環境審議会</p>		L _{Aeq}	L ₅₀	基本的特性	<ul style="list-style-type: none"> 騒音のエネルギー平均値(dB表示値) 突発的, 間欠的な音に影響される。(時間的, 空間的安定性は高くない=感度が高い。) 騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルの中央値 突発的, 間欠的な音に影響されにくい。(時間的, 空間的安定性が高い=感度が低い。) 騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。 また, 異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。 	住民反応との関係	間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。	L _{Aeq} と比較すれば, 間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため, 住民反応との相関はあまりよくない。	予測	騒音のエネルギーを時間平均したものであるため, 予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。	騒音分布に左右されるので, 厳密には, 予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし, 経験式による予測の実績はあり)	測定	騒音レベルの変動に敏感な指標であるため, 変動が大きい場合には, ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)	比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。	国際的動向	国際的に多くの国や機関で採用されており, 国際的なデータの比較が非常に容易。	国際的にはほとんど使用されていないので, 国際的なデータの比較が難しい。	<p>引用文献の改訂に伴い変更 誤記による修正</p>
	L _{Aeq}	L ₅₀																																				
基本的特性	<ul style="list-style-type: none"> 騒音のエネルギー平均値(dB表示値) 突発的, 間欠的な音に影響される。(時間的, 空間的安定性は高くない=感度が高い。) 騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルの中央値 突発的, 間欠的な音に影響されにくい。(時間的, 空間的安定性が高い=感度が低い。) 騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。 また, 異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。 																																				
住民反応との関係	間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。	L _{Aeq} と比較すれば, 間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため, 住民反応との相関はあまりよくない。																																				
予測	騒音のエネルギーを時間平均したものであるため, 予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。	騒音分布に左右されるので, 厳密には, 予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし, 経験式による予測の実績はあり)																																				
測定	騒音レベルの変動に敏感な指標であるため, 変動が大きい場合には, ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)	比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。																																				
国際的動向	国際的に多くの国や機関で採用されており, 国際的なデータの比較が非常に容易。	国際的にはほとんど使用されていないので, 国際的なデータの比較が難しい。																																				
	L _{Aeq}	L ₅₀																																				
基本的特性	<ul style="list-style-type: none"> 騒音のエネルギー平均値(dB表示値) 突発的, 間欠的な音に影響される。(時間的, 空間的安定性は高くない=感度が高い。) 騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルの中央値 突発的, 間欠的な音に影響されにくい。(時間的, 空間的安定性が高い=感度が低い。) 騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。 また, 異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。 																																				
住民反応との関係	間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。	L _{Aeq} と比較すれば, 間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため, 住民反応との相関はあまりよくない。																																				
予測	騒音のエネルギーを時間平均したものであるため, 予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。	騒音分布に左右されるので, 厳密には, 予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし, 経験式による予測の実績はあり)																																				
測定	騒音レベルの変動に敏感な指標であるため, 変動が大きい場合には, ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)	比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。																																				
国際的動向	国際的に多くの国や機関で採用されており, 国際的なデータの比較が非常に容易。	国際的にはほとんど使用されていないので, 国際的なデータの比較が難しい。																																				

道路構造の手引き改定対照表

第9編 環境
9-23

新	旧	改訂理由
<p>(1) 予測手順 具体的な予測手順は図3.5に示すとおりである。</p> <p>【適用】 道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”，日本音響学会誌 80 巻 4 号，p.176，2024 年，日本音響学会道路交通騒音調査研究委員会</p> <p>図 3.5 道路交通騒音の予測計算の手順</p>	<p>(1) 予測手順 具体的な予測手順は図3.5に示すとおりである。</p> <p>【適用】 道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2008”，日本音響学会誌 65 巻 4 号，p.185，平成 21 年，日本音響学会道路交通騒音調査研究委員会</p> <p>図 3.5 道路交通騒音の予測計算の手順</p>	<p>引用文献の改訂に伴い変更</p>